

第17回 地方法人課税のあり方等に関する検討会 議事次第

〔 平成26年9月9日（火）
13：00～15：00
2号館8階 第一特別会議室 〕

- 1 開会
- 2 議事
 - ・ 前回検討会以降の状況説明について
 - ・ 自由討議
- 3 閉会

配布資料

- ・ 地方法人課税の現状と課題
- ・ 参考資料

地方法人課税の現状と課題

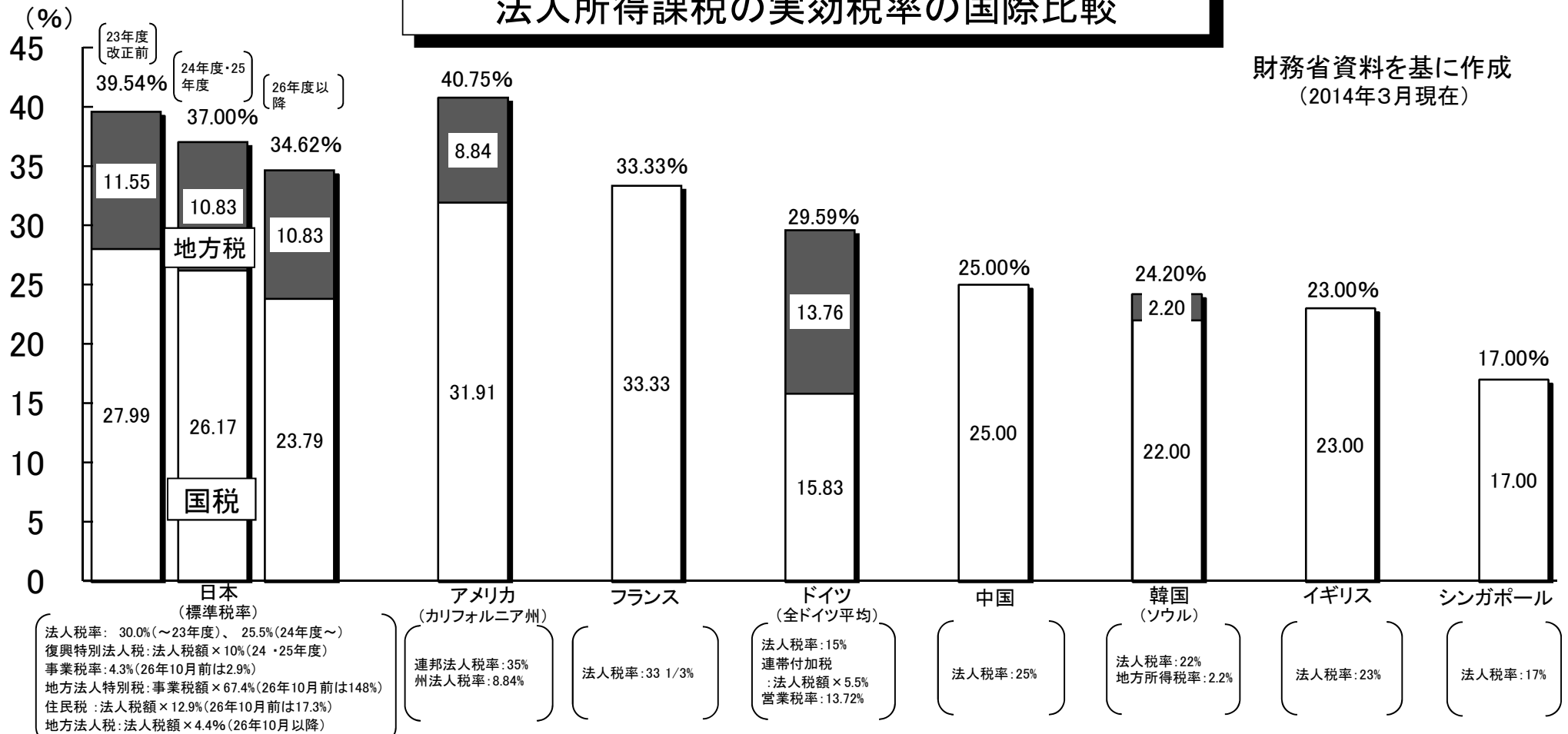
地方法人課税をめぐる動き

地方法人課税に関する主な動き

平成16年度	法人事業税に外形標準課税を導入 ※平成15年度税制改正において措置 (資本金1億円超の法人の事業税の一部に付加価値割、資本割を導入)
平成20年度	地方法人特別税・譲与税制度の導入 (法人事業税所得割、収入割の一部を分離し、地方法人特別税(国税)とし、税込全額を地方法人特別譲与税として譲与)
平成21年度	所得税法等一部改正法に、「税制の抜本的な改革に係る措置 (法人実効税率の引下げの検討、地方法人課税の在り方の見直し) 」を規定(附則第104条)
平成24年度	法人税率の引下げ ※平成23年11月成立 (法人税率4.5%引下げ(実効税率5.05%引下げ) ※東京都ベース) 復興特別法人税の創設(平成26年度までの3年間) ※ 平成26年度税制改正において、25年度までとされた 税制抜本改革法に、「税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置 (法人課税のあり方の検討、地方法人課税のあり方の見直し) 」を規定(第7条)
平成26年度	復興特別法人税の廃止 法人住民税の一部交付税原資化による法人住民税法人税割の税率引下げ及び地方法人税(国税)の創設 地方法人特別税・譲与税の規模を1/3縮小(法人事業税への復元)

法人所得課税の実効税率の国際比較

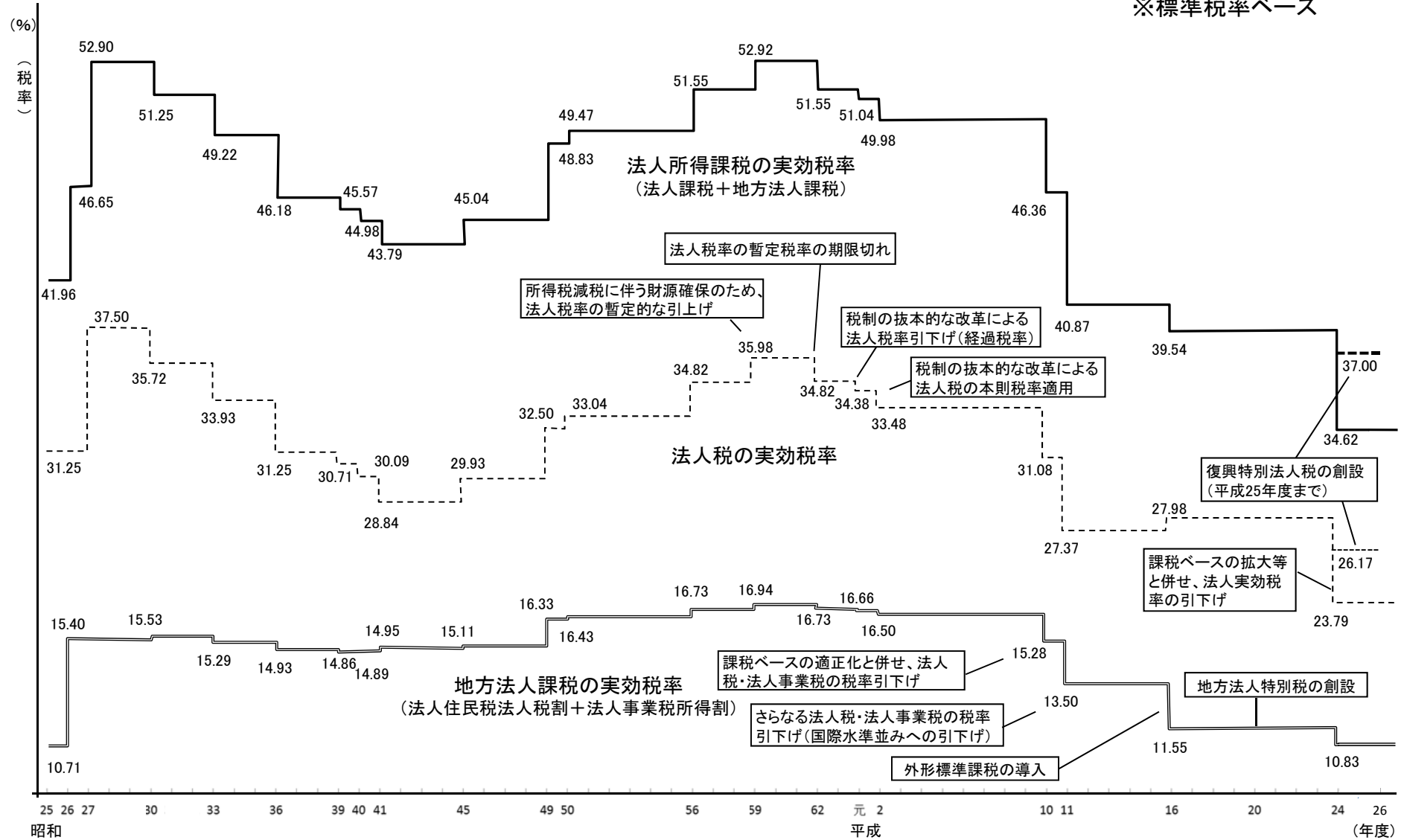
財務省資料を基に作成
(2014年3月現在)



- (注) 1. 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)及び地方法人税を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。このほか、付加価値割及び資本割が課される。なお、法人住民税及び事業税の税率については、各地方公共団体が条例によって一定の制約のもと、独自の税率を定めることが可能。東京都の場合、26年度以降は35.64%。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。
4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
5. フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率393% (2012年の全ドイツ平均値) に基づいた場合の計数を表示している。
7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
- 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほか、に資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

法人所得課税の実効税率の推移

※標準税率ベース



- (注) 1 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。
 なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
 2 平成元年までの実効税率は、配当軽減制度の影響を考慮しており、基本税率(留保分)70%、配当分30%の割合で計算している。
 3 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。
 4 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。
 5 平成24年度以降の復興特別法人税に係る実効税率については、法人税額の10%として、総務省において推計したものである。

法人税改革にあたっての基本認識と論点(抄)

(平成26年6月5日自民党税制調査会、公明党税制調査会)

【法人税改革の基本的認識 成長につながる法人税の構造改革】

- より広く課税を行いつつ、稼ぐ力のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた取組み、新たな技術の開発や新産業などへの挑戦がより積極的になり、それが成長につながるような法人税改革を行う必要がある。
- このためには、欧米各国が行ってきた「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という法人税の構造改革を行うことが求められる。

【応益課税の考え方に基づく地方法人課税の改革】

- 国・地方の法人税率の3分の1が地方法人課税のものである。このため、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な要素を占める。
- インフラ整備や治安、社会保障など、行政サービスの多くは地方公共団体が直接の担い手となっていることに鑑みれば、地方法人課税については、応益課税の考え方が重要である。このため平成15年度には法人事業税に付加価値割等の外形標準課税を導入したところであるが、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、今後も、公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直していく必要がある。
- また、平成26年度与党税制改正大綱においては、地方法人課税について、税源偏在の是正や、財政力格差の縮小を図るための措置を講じることとしており、今回の見直しにおいてはこれと整合性をとりながら進めていく必要がある。

【財政健全化との関係】

- 2020年度の国・地方を通じたプライマリーバランス黒字化目標は必ず達成しなければならない。これは国際会議の場で発信されてきた公約であり、その実現に向けた取組みに懸念が持たれば、国内外の市場からの信認を失い、国債金利の急激な上昇を招きかねない。
- 交付税原資を含めれば、国・地方を通じた法人課税による税収の6割強が地方財源であり、この財源を使い地方団体によって国民に対する多くの行政サービスが行われていることも踏まえる必要がある。このため、法人課税の改革に当たっては、国・地方を通じ、恒久的な財源、制度的に担保された安定財源を確保する必要がある。

平成26年6月24日
閣 議 決 定

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

(法人税改革)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(概要)

1 法人税改革の趣旨

○ 今回の改革の主な目的は次の2つ。

- ・ 第1は、立地競争力を高めるとともに、我が国企業の競争力を強化するために税率を引き下げること。
- ・ 第2は、法人税の負担構造を改革すること。すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げること、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にし、利益を上げている企業の再投資余力を増大させ、また収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくこと。

○ 地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱。応益課税の観点から、企業間で広く薄く負担を担う構造にすることが必要。外形標準課税について、一段の見直しが必要。

○ 法人税改革に当たっての重要な課題は、財政再建との両立。

法人税改革は、必ずしも単年度での収支中立である必要はない。法人税の枠内で収支中立を図るのではなく、法人税改革に関連し、他の税目の見直しも必要。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則。

2 具体的改革事項

(1) 租税特別措置の見直し

(2) 欠損金の繰越控除制度の見直し

(3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

(4) 減価償却制度の見直し

(5) 地方税の損金算入の見直し

- 事業税や固定資産税等が損金算入されることで、地方の超過課税や免税措置が国税及び国税と連動する住民税や事業税の課税ベースを変動させる。
- 地方独自の措置が国や他の地域に影響することを考慮

すれば、地方税の損金不算入化が考えられる。

(6) 中小法人課税の見直し

(7) 公益法人課税等の見直し

(8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

- 法人事業税における外形標準課税について、付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべき。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべき。
- 法人住民税均等割についても、増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべき

3 法人税改革と併せて検討すべき事項

(1) BEPSプロジェクトを踏まえた国際課税の見直し

(2) その他の対応

- (a) 資本所得課税、(b) 給与所得課税、(c) 住民税や固定資産税、(d) その他

法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(抄)

外形標準課税について、平成19年の政府税制調査会では次のように答申されている。「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである」(『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』)

この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

また、外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。

このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方 (平成19年11月政府税制調査会) (抄)

第2 各論

2. 法人課税

(4) 地方法人課税

法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、平成15年度税制改正において導入されたところである。

外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである。

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

[地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を目指すべき。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- 地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。
- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないか。

(参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

- イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。
- ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見 (平成26年6月5日地方財政審議会)(抄)

第二 地方税財政改革の方向

2. 地方税のあるべき姿に向けた地方法人課税の見直し

(2) 法人実効税率のあり方

(法人課税と地方財源)

法人税改革に当たっては、単なる税率の引下げによる減税を行うことは不適當であり、税収中立を確保すべきである。このため、法人実効税率を引き下げるのであれば、課税ベースの拡大等により、法人課税の中で財源を確保する必要がある。むろん、償却資産に対する固定資産税など他の地方税を軽減する余裕はない。

(外形標準課税の拡充)

こうした観点から、法人実効税率の引下げを地方税において検討するのであれば、かねてから政府税制調査会等で指摘されてきた法人事業税の外形標準課税の拡充を実施すべきである。

外形標準課税は、法人事業税の性格の明確化、税負担の公平性の確保、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する。特に、法人所得に対する税負担を軽減する一方、黒字・赤字に関わらず、付加価値等に対して課税するものであることから、頑張った企業が報われる税制である。

その拡充は、地域経済を牽引する企業の努力を後押しし、地域経済の活性化等を通じて我が国の経済成長を図るアベノミクスの方向性と両立する改革である。

付加価値割の拡大は、賃金や雇用に悪影響を及ぼすのではないかという指摘があるが、付加価値割は、報酬給与額が増加しても単年度損益と相殺されることにより税額が一定しており、雇用安定控除も講じられている。

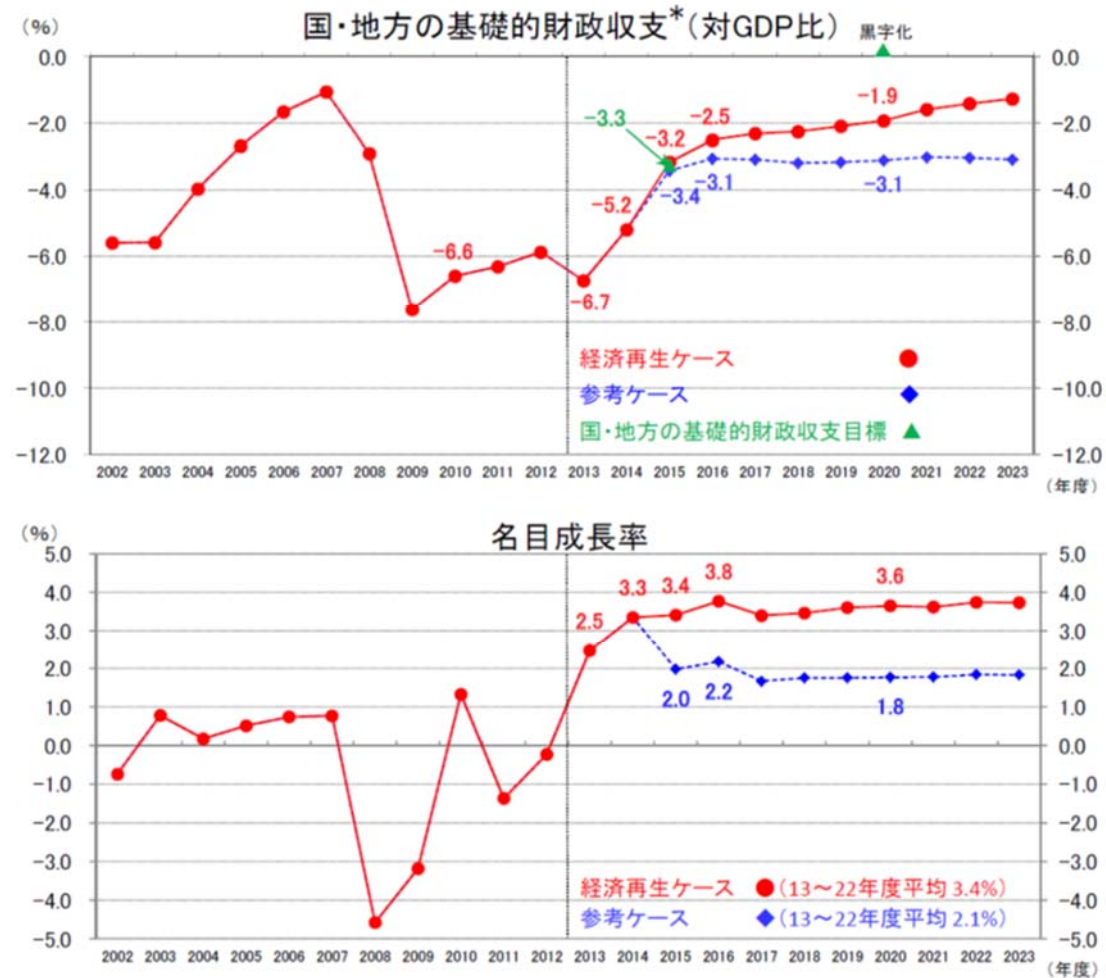
(3) 地方法人課税の偏在是正

平成26年度税制改正では、消費税率8%段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化し、交付税原資化するとともに、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元させるという見直しを行った。これらの改正内容は、これまで当審議会が述べてきた地方法人課税のあり方に関する見直しの方策に沿ったものであり、評価すべきものである。

さらに、消費税率10%段階の方策については、平成26年度与党税制改正大綱において、「法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされており、これを踏まえてさらなる偏在是正方策を検討する必要がある。

地方法人課税の概要

国・地方の基礎的財政収支と名目成長率



「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算) 平成26年1月20日経済財政諮問会議提出資料(内閣府)

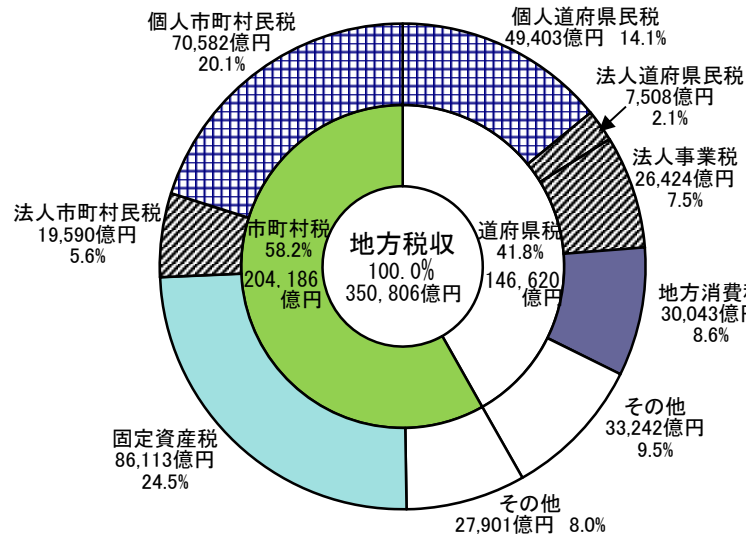
※ 2013年「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」における目標は、国・地方の基礎的財政収支赤字を2015年度までに対GDP比で2010年度比半減、2020年度までに黒字化。

※ 税制抜本改革法附則、2013年「骨太の方針」において「実現を目指す」等とされている成長率は、名目3%程度、実質2%程度

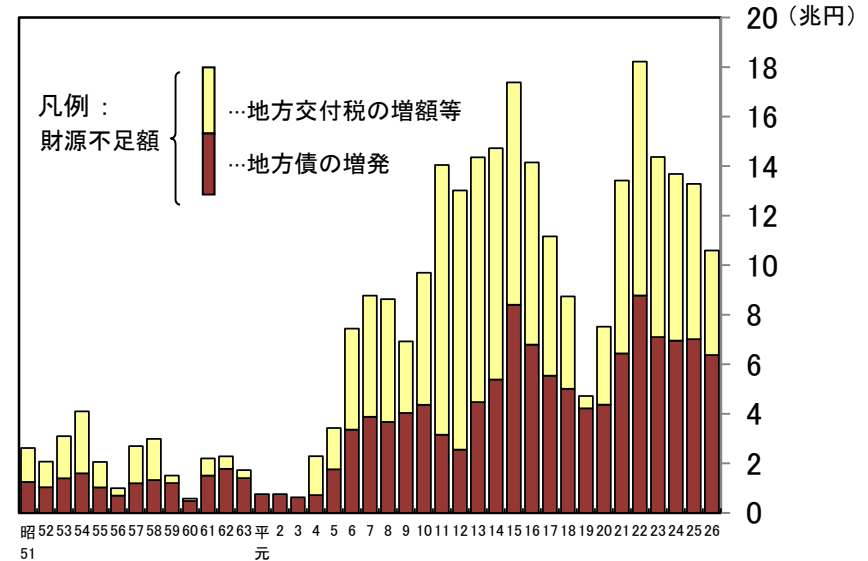
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方財政は、地方税収(35.1兆円)の約3割に相当する巨額の財源不足(10.6兆円)が生じており、極めて厳しい状況にある。
- 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成(平成26年度地方財政計画額)

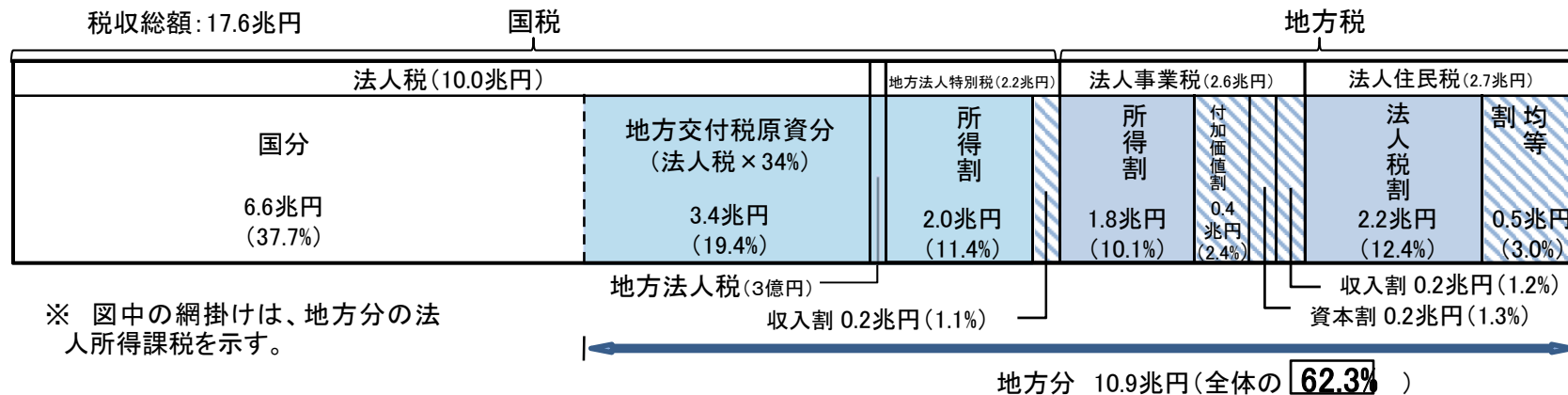


地方財政の財源不足の推移



法人関係税収の国・地方の配分(平成26年度予算・地方財政計画ベース)

国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。



法人課税の概要(平成26年度改正ベース)

※ 税収はH26収入見込額

法人税 (国)

10.0兆円

※ 税収の34%は地方交付税の原資

所得

税率
× 25.5% =

法人税額

地方法人税 (国) ※新設

※ 税収の全額が地方交付税の原資
法人住民税法人税割の一部(約0.6兆円)
を国税化したもの

法人税額

× 4.4%

※ H26.10.1以後適用税率

法人住民税 (県・市)

2.7兆円

法人税割

市

法人税額

× 12.3%
(9.7%)

1.6兆円

県

法人税額

× 5%
(3.2%)

0.6兆円

均等割

※ ()内はH26.10.1以後適用税率
0.5兆円

法人事業税 (県)

4.8兆円
(2.2兆円)

※ ()内は地方法人特別税
(内数)

【資本金1億円超の普通法人】 2.8兆円

所得割

所得

× 7.2%

2.2兆円

外形標準
課税

付加価値割

付加価値額
(収益配分額+単年度損益)

× 0.48%

0.4兆円

資本金割

資本金等の額

× 0.2%

0.2兆円

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 1.6兆円

所得割

所得

× 9.6%

1.6兆円

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 0.4兆円

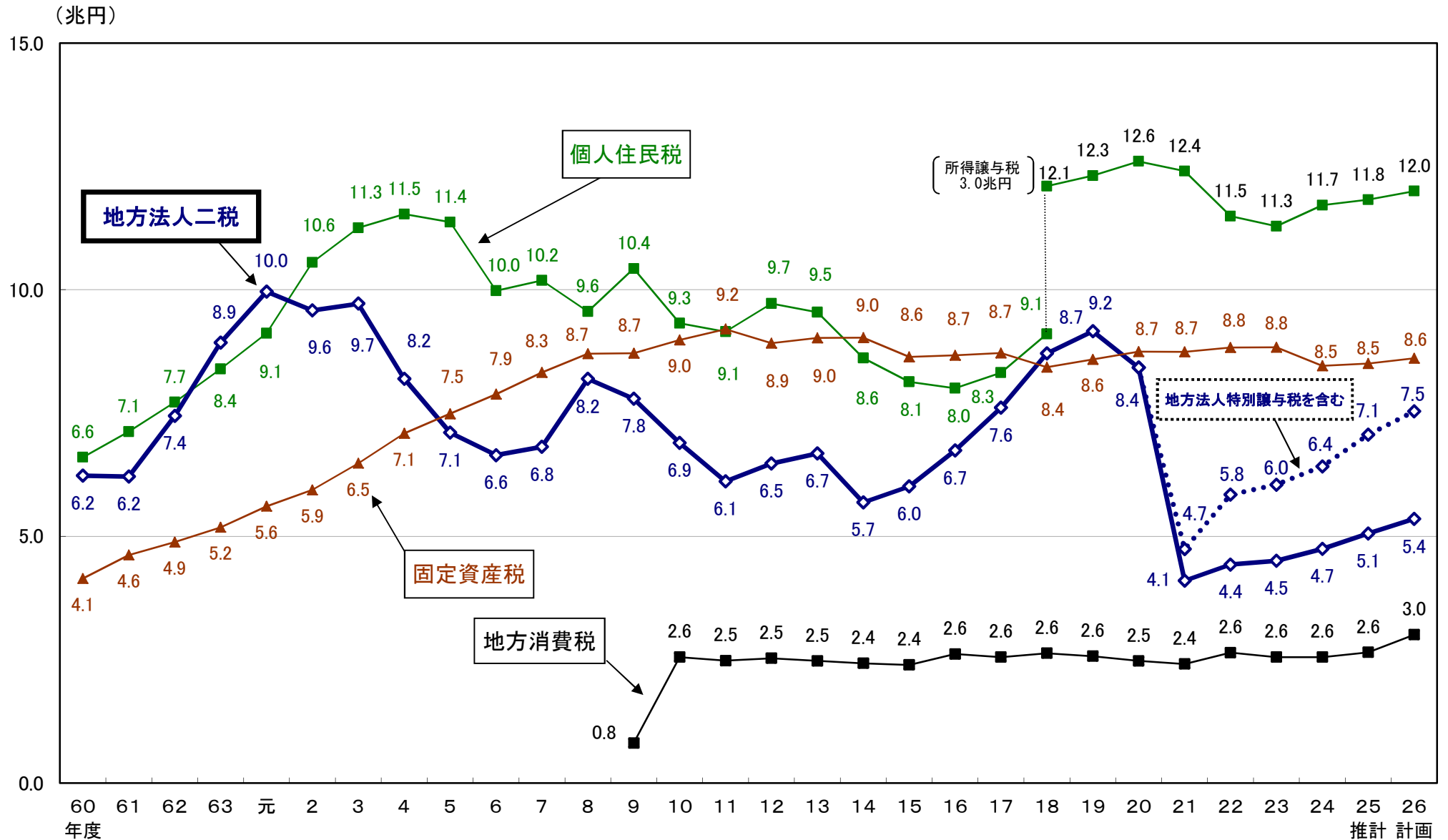
収入割

収入金額

× 1.3%

0.4兆円

主要税目（地方税）の税収の推移

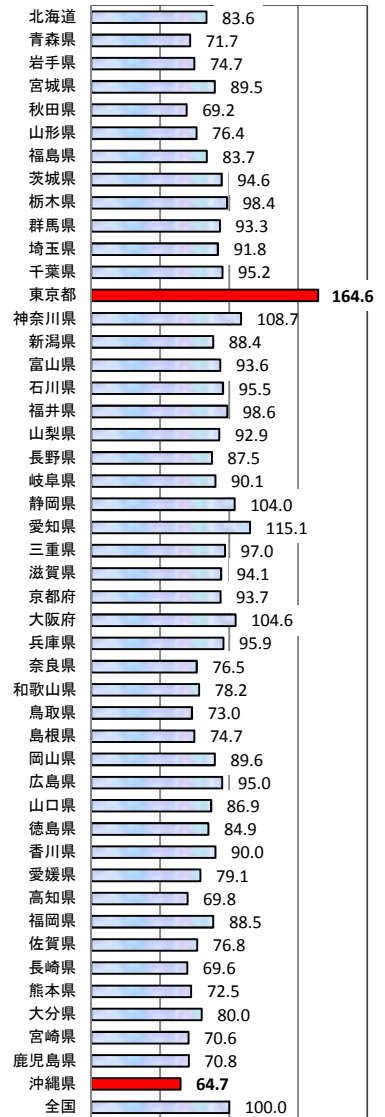


- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成24年度までは決算額、25年度は推計額 (H25. 12時点)、26年度は地方財政計画額である。
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。
 (㉑ 0.6兆円、㉒ 1.4兆円、㉓ 1.5兆円、㉔ 1.7兆円、㉕ 2.0兆円、㉖ 2.2兆円)

人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額)

地方税計

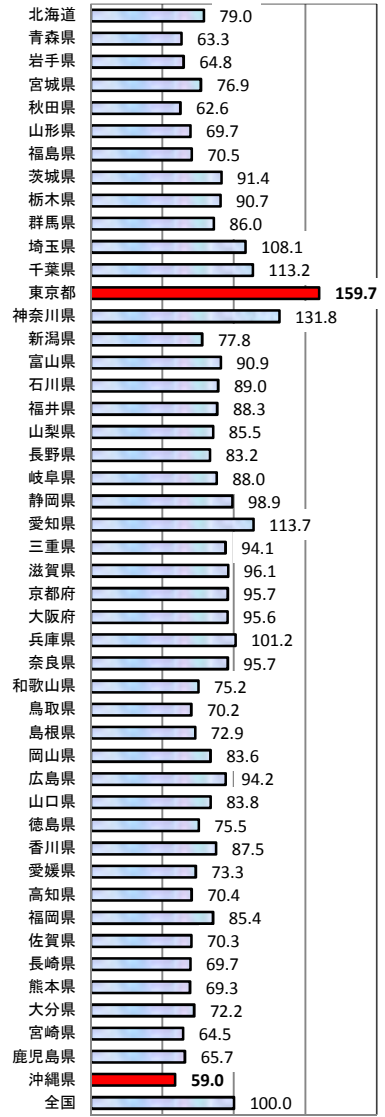
最大／最小:2. 5倍



33. 9兆円

個人住民税

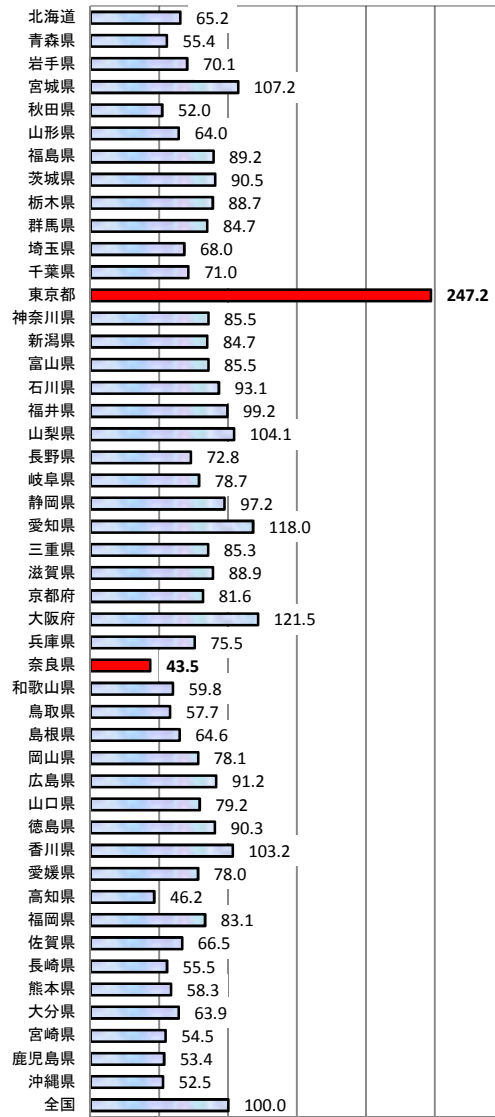
最大／最小:2. 7倍



11. 5兆円

地方法人二税

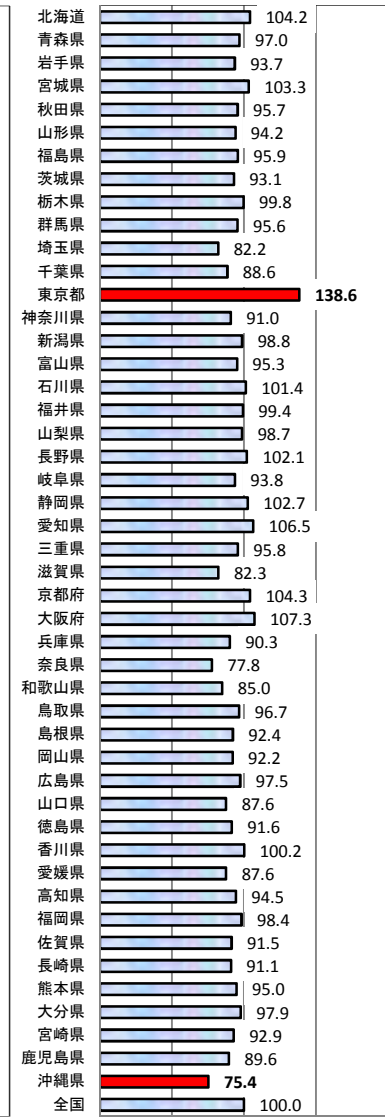
最大／最小:5. 7倍



4. 9兆円

地方消費税(清算後)

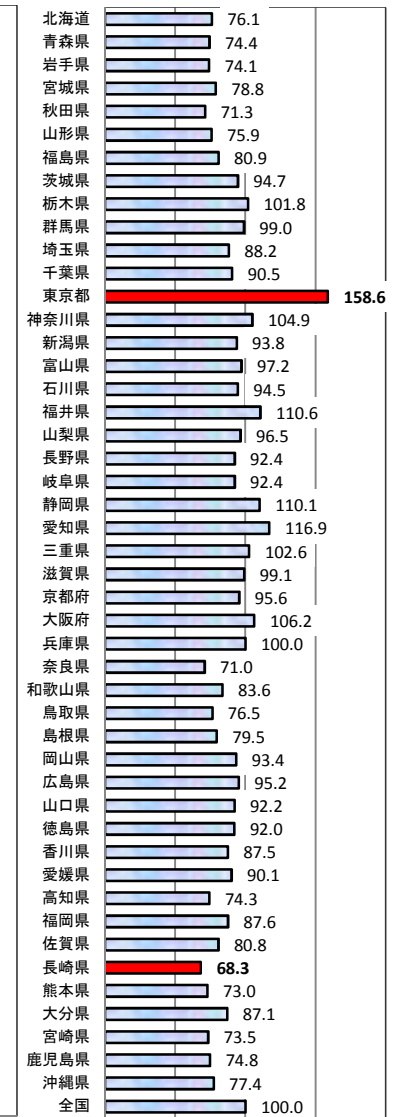
最大／最小:1. 8倍



2. 6兆円

固定資産税

最大／最小:2. 3倍



8. 5兆円

※上段の「最大／最小」は、各都府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

地方法人課税の課題

外形標準課税の拡大に際しての課題

＜地方法人課税小委員会報告(平成11年7月 政府税制調査会)等より＞

【付加価値割の拡大】

- ・ 拡大の割合 現行:法人事業税の1／4 (付加価値割 2／12 資本割1／12)
- ・ 資本割の取り扱い

【対象法人の拡大】

- ・ 対象法人 現行:資本金1億円超の普通法人
- ・ 中小法人や創業会社への配慮
- ・ 雇用への配慮
- ・ 経過措置

中小法人(資本金1億円以下の法人)の取扱い

「法人税の改革について」(平成26年6月 政府税調)

…(略)…事業活動をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。
 …(略)…外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見も多く出された。
 このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

「法人税改革に当たっての基本認識と論点」(平成26年6月 自民党税制調査会、公明党税制調査会)

…(略)…地方法人課税については、応益課税の考え方が重要である。このため平成15年度には法人事業税に付加価値割等の外形標準課税を導入したところであるが、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、今後も公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直していく必要がある。

	【改正前】	【平成26年度改正後】								
【外形対象法人】 (資本金1億円超の普通法人) 2.4万社(全法人の1.0%) ※ 税収及び法人数は、平成24年度実績	法人事業税 <table><tr><td>付加価値割 0.4兆円</td><td rowspan="2">所得割 0.7兆円</td><td rowspan="2">地方法人特別税 0.9兆円</td></tr><tr><td>資本割 0.2兆円</td></tr></table>	付加価値割 0.4兆円	所得割 0.7兆円	地方法人特別税 0.9兆円	資本割 0.2兆円	法人事業税 <table><tr><td>付加価値割 0.4兆円</td><td rowspan="2">所得割 1.0兆円</td><td rowspan="2">地方法人特別税 0.6兆円</td></tr><tr><td>資本割 0.2兆円</td></tr></table>	付加価値割 0.4兆円	所得割 1.0兆円	地方法人特別税 0.6兆円	資本割 0.2兆円
付加価値割 0.4兆円	所得割 0.7兆円	地方法人特別税 0.9兆円								
資本割 0.2兆円										
付加価値割 0.4兆円	所得割 1.0兆円	地方法人特別税 0.6兆円								
資本割 0.2兆円										
【中小法人等】 (資本金1億円以下の普通法人等) 242.9万社(全法人の98.9%)	<table><tr><td>事業税所得割 0.8兆円</td><td>地方法人特別税 0.6兆円</td></tr></table>	事業税所得割 0.8兆円	地方法人特別税 0.6兆円	<table><tr><td>事業税所得割 1.0兆円</td><td>地方法人特別税 0.4兆円</td></tr></table>	事業税所得割 1.0兆円	地方法人特別税 0.4兆円				
事業税所得割 0.8兆円	地方法人特別税 0.6兆円									
事業税所得割 1.0兆円	地方法人特別税 0.4兆円									
【収入金額課税法人】 (電気・ガス供給業、保険業) 0.2万社(全法人の0.1%)	<table><tr><td>事業税収入割 0.2兆円</td><td>地方法人特別税 0.1兆円</td></tr></table>	事業税収入割 0.2兆円	地方法人特別税 0.1兆円	<table><tr><td>事業税収入割 0.23兆円</td><td>地方法人特別税</td></tr></table>	事業税収入割 0.23兆円	地方法人特別税				
事業税収入割 0.2兆円	地方法人特別税 0.1兆円									
事業税収入割 0.23兆円	地方法人特別税									

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(平成25年11月) (外形標準課税部分)

4 税制における是正方策と地方法人課税のあり方

(2) 地方法人課税のあり方

④ 法人事業税所得割

法人所得課税から外形標準課税への移行は、法人実効税率を引き下げる効果がある一方で、赤字法人等についても受益に応じた税負担を求めることとなる等について懸念の声もある。このため、外形標準化を進めるに当たっては、その必要性や合理性について、納税者の理解を十分に得る努力を重ねること等に留意しつつ、かつ、段階的に、実施していくことを検討すべきである。

その際、既に付加価値割が導入されている資本金1億円超の法人について所得割を付加価値割に切り替えていくことと、資本金1億円以下の法人に付加価値割を導入していくことのどちらを優先的に進めていくかについても、十分に検討する必要がある。

「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(平成25年11月)」 (資本割部分抜粋)

外形標準課税のうち現行の資本割については、自己株式の取得により、大きな資本金をもつ企業が資本割を課税されていない状況がある。資本割が法人の事業活動規模をある程度示すものとして課税される趣旨を踏まえれば、その是正を図るべきである。

地方法人課税における応益課税の課題について (平成25年8月22日全国知事会第8回地方税財政制度研究会 和歌山県提出資料)(抄)

○応益課税の歪みと課税ベースの浸食

- ・ 自己株式の取得の解禁(H13商法改正)により、市場等で自己株式の取得を行う法人が増加。
- ・ 自己株式の取得は資本等取引であり、「資本金等の額」を算出の基準とする均等割及び資本割の課税ベースが浸食され、税収減。
- ・ 「資本金等の額」と、法人の事業活動の規模との乖離が拡大。
均等割及び資本割の算出基準について、法人の税負担能力を適正に示す基準への見直しを行うことが必要。

地方法人課税のあり方に関する意見 (平成26年4月24日政府税制調査会第4回法人課税DG 佐々木委員提出資料)(抄)

・・・ただし、資本割については、課税されない事例も生じており、技術的な見直しは必要である。

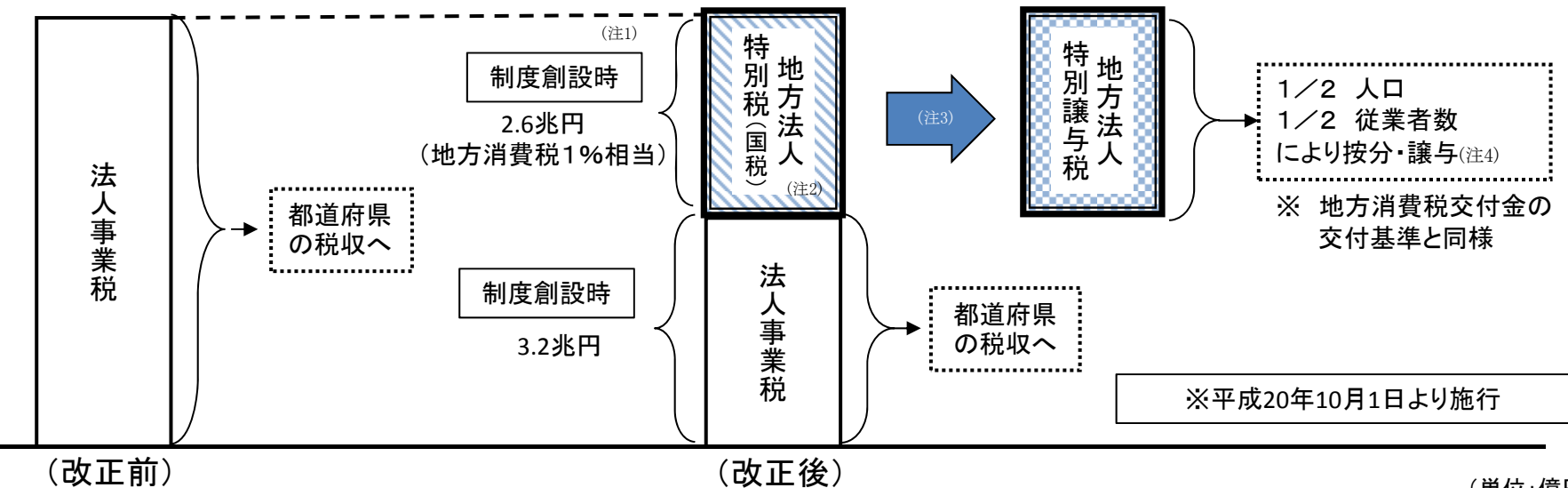
法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(抄)

現在、資本金等の額と従業者数に基づいた区分に応じ課税されている法人住民税均等割についても増額し、法人所得に対する税負担を軽減することが望ましい。また、資本金等の額や従業者数は、いずれも企業規模をみる指標としては意味が薄れている。このため、法人住民税均等割の増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべきである。

地方法人特別税・譲与税創設の考え方

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として創設

(平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1／3縮小し、法人事業税に復元)

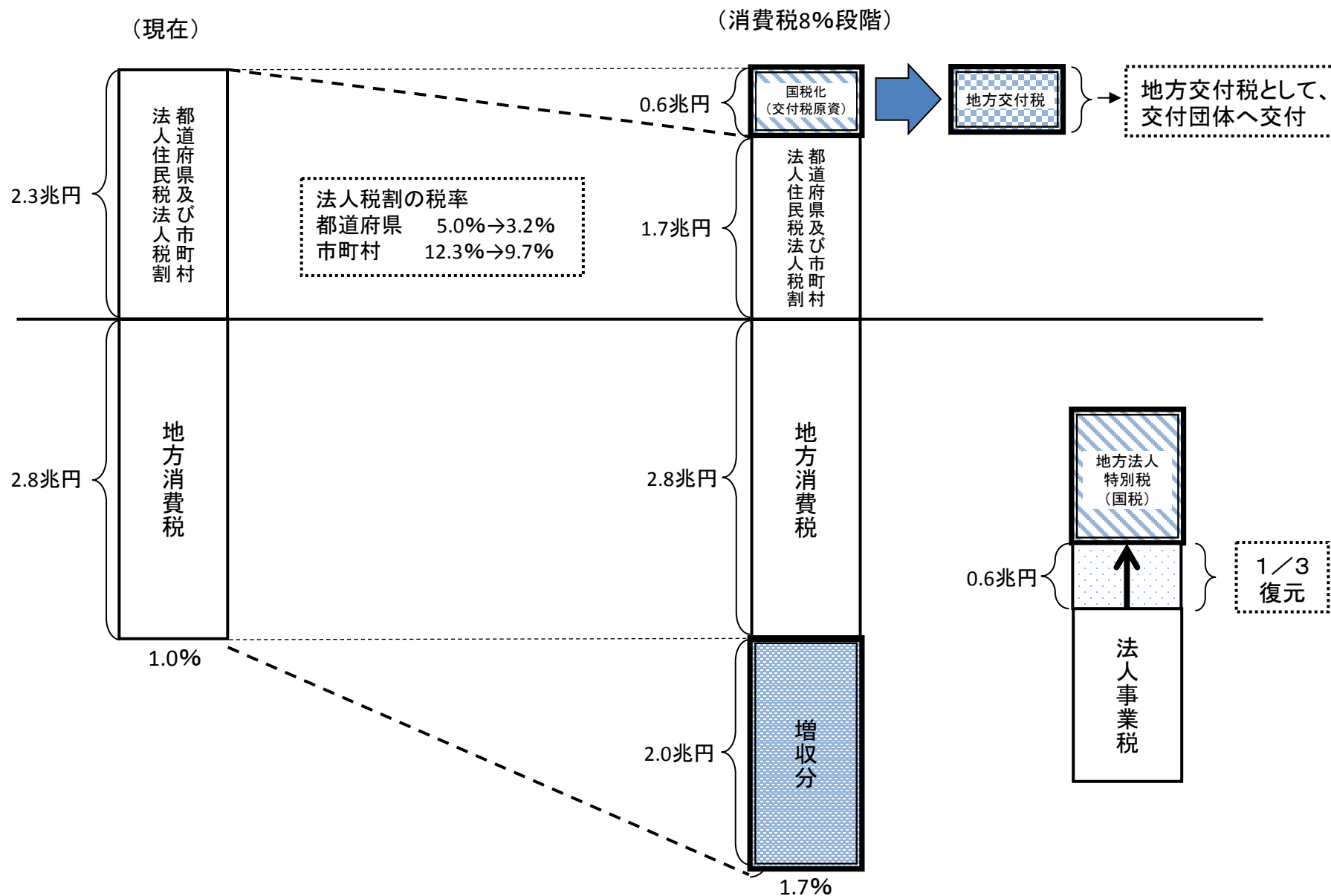


(単位:億円)

	制度創設時の想定	H24実績	H25実績 (見込)	H26地財
地方消費税1%相当額	26,000	25,511	26,485	25,347
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	16,709	19,803	21,829
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,611	▲2,529	▲2,384
東京都	▲3,197	▲974	▲1,906	▲1,728
愛知県	▲414	▲189	▲275	▲253
大阪府	▲265	▲214	▲221	▲247

税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

法人住民税法人税割の交付税原資化について



地方法人課税の偏在是正

平成26年度与党税制改正大綱

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

1 法人住民税法人税割の交付税原資化（交付税特別会計に直入）

(1) 住民税の縮小		[消費税8%段階]	
(都道府県分)	5.0%	→	3.2%
(市町村分)	12.3%	→	9.7%
			(▲ 4.4%)
(2) 地方法人税の創設・拡充			4.4%

2 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上

※「平成26年度地方財政計画の概要」に記載

3 地方法人特別税・譲与税制度の見直し

[消費税8%段階]			
地方法人特別税	4.3%	→	2.9%
			※規模を2/3に縮小
法人事業税所得割	2.9%	→	4.3%
付加価値割	0.48%	→	0.48%
資本割	0.2%	→	0.2%

※ 法人事業税の外形標準課税化の規模に応じて見直しのあり方を考える必要があることに留意。

平成26年度与党税制改正大綱(抄)
(平成25年12月12日自民党税制調査会、公明党税制調査会)

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

法人税改革に当たっての基本的認識と論点
(平成26年6月5日自民党税制調査会、公明党税制調査会)(抄)

平成26年度与党税制改正大綱においては、地方法人課税について、税源偏在の是正や、財政力格差の縮小を図るための措置を講じることとしており、今回の見直しにおいてはこれと整合性をとりながら進めて行く必要がある。

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見 (平成26年6月5日地方財政審議会)(抄)

平成26年度税制改正では、消費税率8%段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化し、交付税原資化するとともに、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元させるという見直しを行った。これらの改正内容は、これまで当審議会が述べてきた地方法人課税のあり方に関する見直しの方策に沿ったものであり、評価すべきものである。

さらに、消費税率10%段階の方策については、平成26年度与党税制改正大綱において、「法人住民税法人税割の地方交付税原資化を更に進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う」とされており、これを踏まえてさらなる偏在是正方策を検討する必要がある。

法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(抄)

税の性格上は損金算入が自然ではあっても、地方公共団体独自の措置が国税収入や他の地域の税収に影響を与えることや、各税目の税負担が納税者にとって不明確になることを考慮すれば、地方税を損金不算入とすることが考えられる。このため、財源確保の一環として、地方税の各税目の性格や事業者への影響を勘案しつつ、地方税の損金算入の見直しについて、具体的な方策を検討すべきである。

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見 (平成26年6月5日地方財政審議会)(抄)

法人税等の所得の計算上損金に算入されている法人事業税、固定資産税等について、課税ベースを拡大するため損金不算入とすべきという議論もあるが、行政サービスに対する対価という法人事業税、固定資産税等の性格を踏まえると、その見直しは慎重に行うべきである。

関係団体の意見

地方法人課税のあり方(平成25年5月10日 日本経済団体連合会)(抄)

I. はじめに

- 地方法人課税については、国・地方を通じた税財政改革を行う中で、税目の整理・統合も含め、そのあり方を抜本的に改革し、負担軽減へとつなげていく必要がある。わが国は今や成熟社会を迎え、経済構造は大きく変化している。また、地方における税源の著しい偏在の状況が容易に変わることはない。したがって、自治体が自ら徴収する地方法人課税をもって地方財政の相当部分を賄うという現状は見直さなければならない。地方法人所得課税の国税化を図った上で、その配分において地方交付税、地方譲与税等もあわせた一般財源を保障する仕組みを構築すべきである。

II. 地方法人課税に係る当面の課題

- 法人事業税における外形標準課税を拡充すべきとの意見もあるが、問題と言わざるを得ない。もとより企業は、法人住民税均等割のほか固定資産税・都市計画税、事業所税など、所得の有無に係らず、所在地域に密着した地方税を負担している。また、外形標準課税の内容を見ても、付加価値割は支払い賃金に対する課税に他ならず、成長戦略の一環として賃金増加を求める政策と背反する。また、資本金等の額に課税を行なう資本割は、企業の自己資本の充実、分社化等の企業組織の再編、設備投資の拡大など、企業の競争力強化に向けた取り組みを阻害している。現在、資本金1億円超の法人に課されている外形標準課税の対象を資本金1億円以下の法人にまで拡大するならば、依然、欠損法人が大半を占める中小企業の経営を大きく圧迫することとなり、地域経済全般にマイナスとなる。外形標準課税の拡大については、極めて慎重に検討すべきである。

中小企業の成長を後押しする法人税制改革を（平成26年5月）（抄）

日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会
全国商店街振興組合連合会

1. 中小企業の軽減税率、小規模法人特例の創設を含む法人実効税率の引き下げを

2. 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

- ◆ 代替財源の議論にあがっている法人事業税の外形標準課税は、従業員給与に課税するためアベノミクスの賃上げ政策に逆行する。
- ◆ 地域の雇用を支え、労働分配率が8割にも達する中小企業への適用拡大は、赤字法人175万社が増税とその影響が甚大であり断固反対する。

3. 欠損金繰越控除をはじめ中小企業税制の縮減反対

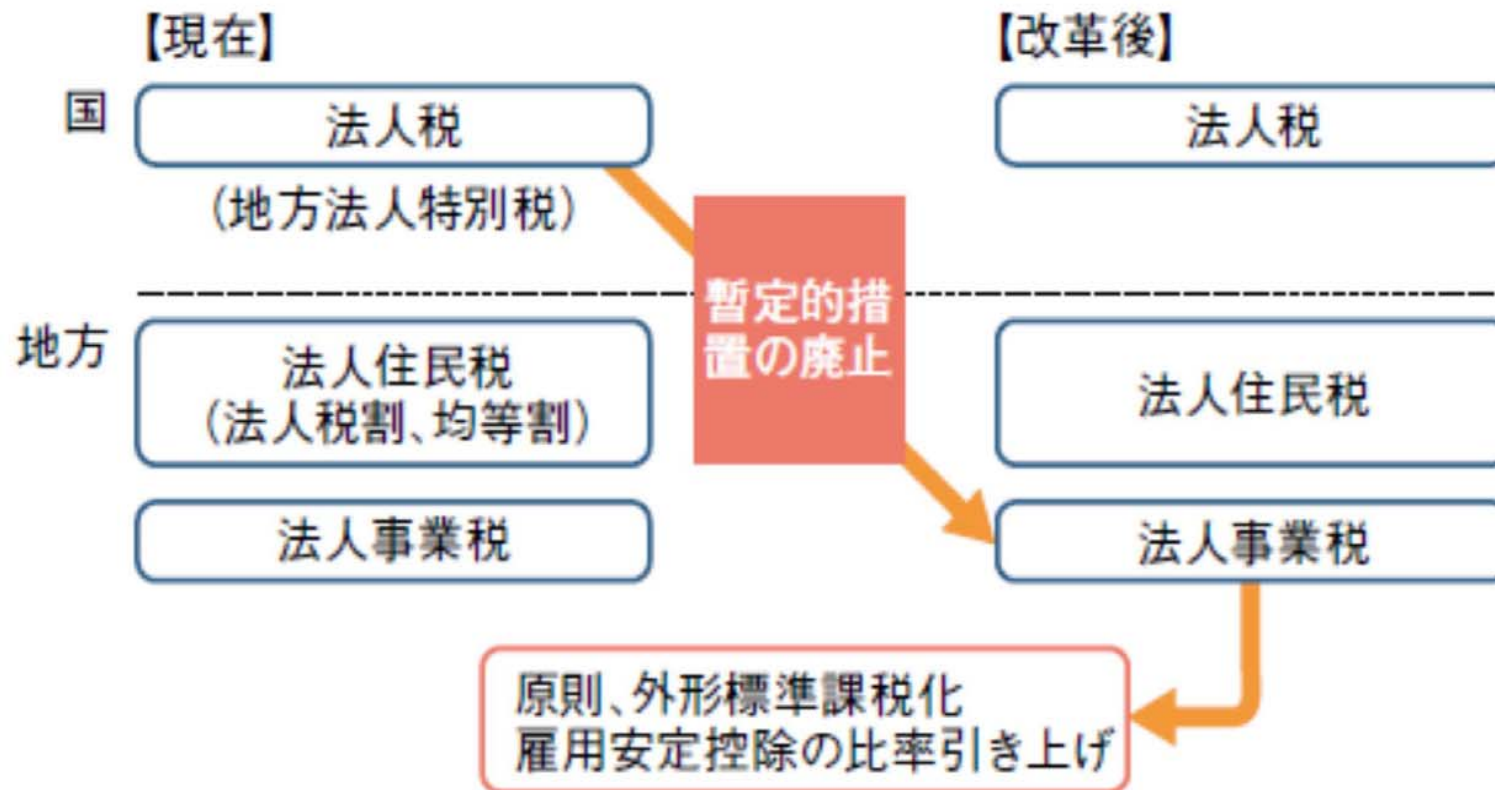
成長を促す法人課税と財政健全化の実現を（平成26年4月9日経済同友会）（抄）

- (1) 成長戦略の柱の一つとして法人実効税率を25%へと引き下げる
- (2) 税体系全体の改革の中で安定的な代替財源を確保し財政健全化を進める
- (3) 産業の新陳代謝と生産性向上の誘因になる法人課税及び関連制度体系へ移行する

そこで、延命型の各種優遇措置や支援政策を新陳代謝促進型に見直すことに加え、外形標準課税の課税ベース(対象法人範囲)拡大など応益課税を強化することで、生産性(≡収益力)の高低で実質的な税負担率の差が生まれないようにすることが適当である。これは法人実効税率引き下げ分に対する代替財源の一部になると同時に、中長期的には企業収益力と税負担の偏りを是正し、法人税収の安定化を促す効果も期待できる。

連合「第3次税制改正基本大綱」ダイジェスト(抄)
(日本労働組合総連合会2011年7月)

法人課税の改革イメージ



- 原則、すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用する(中小企業は雇用安定控除の比率を引き上げる)。

意見書(税制調査会特別委員古賀伸明(日本労働組合総連合会))(抄)
〔平成26年4月24日税制調査会第4回法人課税DG提出資料〕

1. 地方法人課税について

- 国民の受けとる行政サービスの約6割は、地方自治体が担っているが、その税財政基盤は脆弱である。税制改革全般について、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源を確保すべきである。
- 法人住民税、法人事業税は、景気変動による税収の振れが大きく、地方税の中でも一人あたり税収の地域間格差が最も大きな税目となっている。地域による偏りが少なく安定的で、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして抜本改革を行うべきである。
- このことは、3月12日の第1回法人課税DGで大田座長が示された「法人税改革の論点」の3(2)「地方税収の偏りや不安定を改善するため、法人税改革と地方税改革はあわせて検討することが必要ではないか」と同様の認識である。

2. 外形標準課税について

- 少子高齢社会を支え合うために広く国民に消費増税の負担を求めていくなかで、企業にも、その社会的責任に見合った負担の分かち合いが求められる。
- このことは、大田座長が3月12日に示された「法人税改革の論点」の3(1)「地方税は行政サービスの費用を分担するもの」、「法人間でもより広く分担すべきではないか」との考えと一致するものである。
- 具体的には、原則全ての企業に法人事業税の外形標準課税を適用すること、原則すべての雇用に社会保険を完全適用することなどの改革を行うべきである。外形標準課税の見直しにあたっては、雇用の7割を支える中小企業について、雇用安定控除の比率を引き上げる必要がある。

地方法人課税の見直しに関する地方団体からの意見

○ 全国知事会「法人実効税率の見直しに関する提案」（平成26年5月）

国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、法人関係税に係る政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

代替措置の検討に当たっては、租税特別措置の見直しをはじめ課税ベースを拡大することにより、可能な限り「法人課税の中での収支中立」を優先すべきである。

法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模、すなわち事業活動価値等に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、収税を安定化させる機能を持つものである。

また、外形標準課税は、努力をして成果を上げてきた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待できることから、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)が目指す方向性と軌を一にするものであり、拡大していく方向で検討すべきである。

○ 全国市長会「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」（平成26年5月）

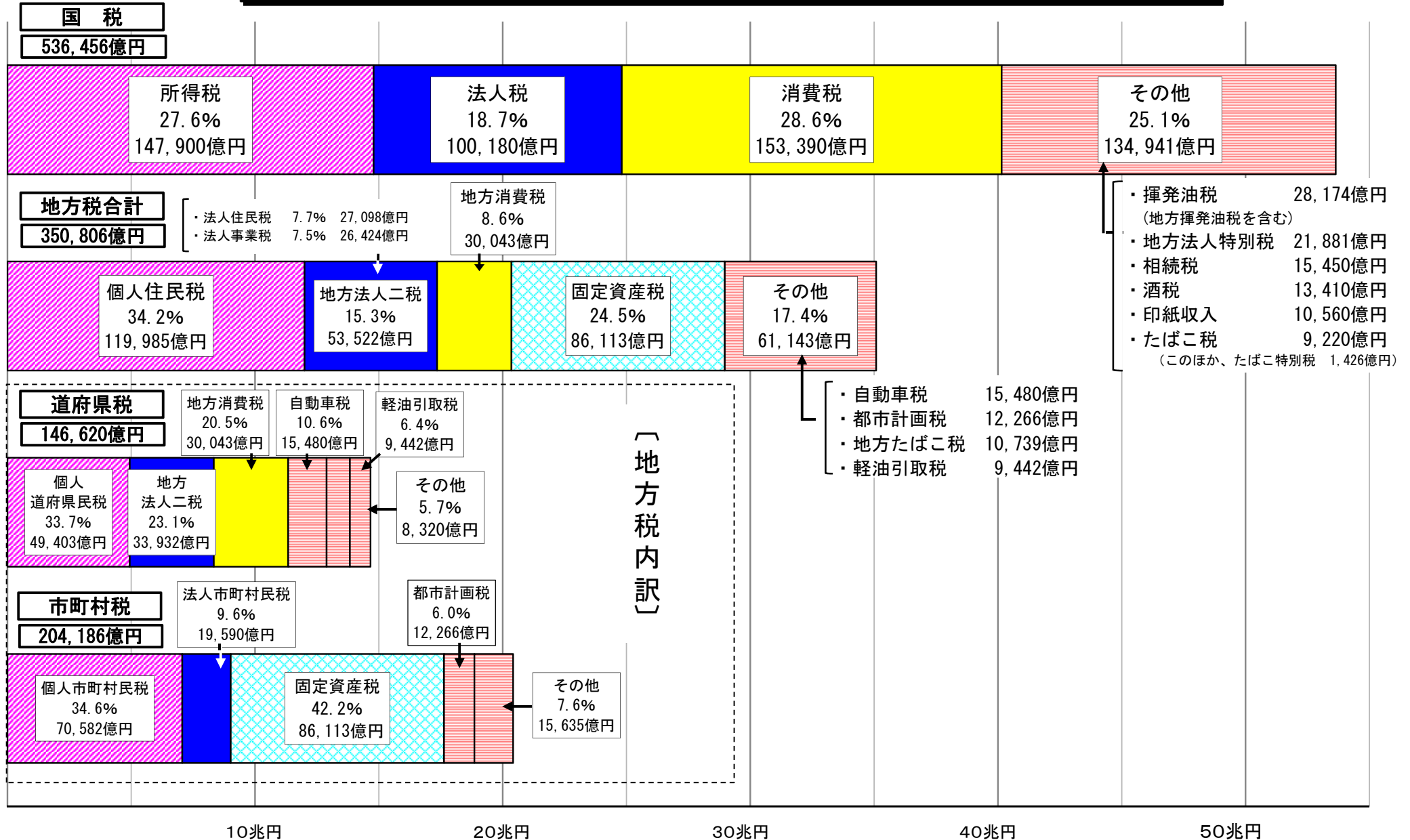
政府税制調査会等において、法人実効税率のあり方の検討が行われているところであるが、国・地方を通じた法人関係収税が、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで貴重な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げ場合は、必ず代替財源を確保すること。

○ 全国町村会「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」（平成26年5月）

法人実効税率のあり方の検討に当たっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大など、あくまで法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

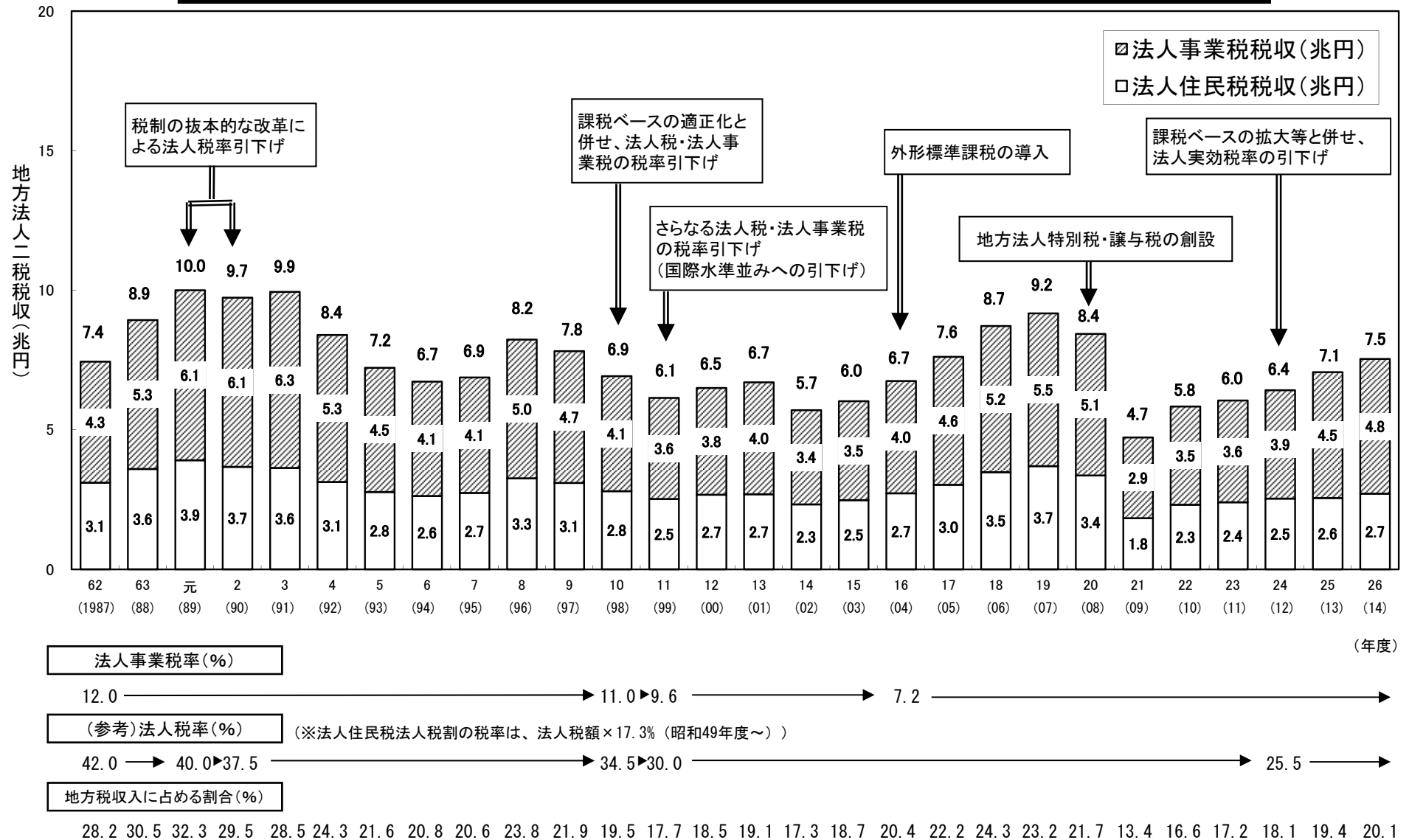
参 考 資 料

国税・地方税の税収内訳（平成26年度予算・地方財政計画額）



- (注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



- （注） 1 24年度までは決算額、25年度は推計額（H25.12時点）であり、いずれも超過課税等を含まない。また26年度は地方財政計画額である。
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 3 地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度以降適用される法人事業税率は下がるが、地方法人特別税を含めた地方法人課税の実効税率は変わらない。
 4 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。

所得税法等の一部を改正する法律(平成21年3月31日法律第13号)(抄)

附 則

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 略

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。)の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三～六 略

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 略

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一～二 略

三 法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

四 略

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

六～八 略

平成23年度税制改正大綱(平成22 年12 月16 日閣議決定)(抄)

第2章 各主要課題の平成23 年度での取組み

4. 法人課税

(2)改革の取組み

① 法人実効税率の引下げ

平成23年度税制改正では、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げます。このため、現在30%である法人税率を25.5%に引き下げます。これにより、我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善が図られるとともに、「日本国内投資促進プログラム」で示されたように我が国企業が国内の投資拡大や雇用創出に積極的に取り組み、これらが相まってデフレからの早期脱却につながることを期待されます。

税率引下げに併せて、課税ベースの拡大を行います。具体的には、租税特別措置である特別償却や準備金等の廃止や一部縮減を行うほか、法人税法上の措置である減価償却制度の償却速度を主要国並みに見直すことや、大法人について欠損金の繰越控除を一部制限する等の措置を講じます。

なお、法人実効税率の引下げは、我が国企業の国際競争力の観点等から行うものであるため、全体として地方の税収に極力影響を与えないようにします。また、法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大措置に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、平成24年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲します。

復興特別法人税の概要

1 趣旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置として、復興特別所得税とともに創設するもの H24税込:4,810億円、H25税込:9,145億円 ※いずれも政府当初予算案ベース

(根拠法:東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法)

2 制度概要

① 納税義務者 法人(人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。)

② 税額の計算

$$\text{各課税事業年度の基準法人税額} \times 10\% - \left[\text{外国税額} + \text{復興特別所得税額} \right]$$

※ 基準法人税額 = 各事業年度の所得に対する法人税の額(連結親法人にあつては、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額)。ただし、①特定同族会社の留保金課税、②土地譲渡益追加課税、③所得税額控除、④外国税額控除及び⑤仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除を適用しない場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。

③ 課税事業年度

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度

※ 当初は平成26年3月31日までの3年間を予定

③ 申告及び納付

- ・ 各事業年度終了の日の翌日から2月以内に申告・納付 ※ 基準法人税額がない場合は、申告書の提出は不要
- ・ 復興特別所得税額で復興特別法人税額から控除しきれなかった金額がある場合は、申告により還付される。

法人実効税率の計算(標準税率ベース)

$$\frac{\text{法人税率}}{1 + \text{事業税率}} + \frac{\text{法人税率} \times \text{住民税率}}{1 + \text{事業税率}} + \frac{\text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}} = \text{実効税率}$$

〔現行(平成26年度)〕

$$\frac{25.5\%}{1 + 7.2\% \text{ ※}} + \frac{25.5\% \times 17.3\% \text{ ※※}}{1 + 7.2\% \text{ (4.12\%)}} + \frac{7.2\%}{1 + 7.2\% \text{ (6.71\%)}} = 34.62\%$$

※ 事業税率(4.3%) + 事業税標準税率(4.3%) × 地方法人特別税率(67.4%) = 7.2%

※※ 住民税率(12.9%) + 地方法人税率(4.4%) = 17.3%

(注) 端数処理の関係上、計が一致しない箇所がある。

法人事業税の沿革 ①

明治11年 営業税の創設(地方税)

- ・ 地方税規則の制定により府県税とされ、明治27年には府県税収入の5分の1を占める基幹税に
- ・ 明治21年より、市町村が付加税を課税

明治29年 営業税法の公布(地方税→国税に移管)

- ・ 物品販売業等24業種に対して、資本金額、売上金額、建物賃貸価格、従業員数等の外形標準により、国が課税
- ・ 府県・市町村は付加税を課税。これ以外の小営業に対しては従前どおり府県税として課税

大正15年 課税範囲の整備

- ・ 国税の営業税を営業収益税に組換え。法人及び個人の物品販売業等19業種に対し、純益を課税標準として課税
- ・ 府県は付加税を課すとともに、営業収益税の対象とならない理髪業等11業種及び免税点以下の小営業に営業の純益又は営業の収入金額、資本金額、営業用建物の賃貸価格若しくは従業者数を標準として、又は定額をもって営業税を課税

昭和15年 新営業税の創設

- ・ 抜本的税制改正により、国税の営業収益税と地方税の営業税を統合し、新たに法人のすべての営業及び個人の物品販売業等28業種の営業に対して純益を課税標準として課税する営業税(国税)を創設
- ・ 収入額はすべて地方分与税中の還付税として、徴収地の道府県に還付
- ・ 道府県・市町村は附加税を課税

昭和22年 営業税の地方税化(国税→地方税に移管)

- ・ 国税としての営業税を廃止し、道府県の独立税に再編
- ・ 法人及び個人の営業に対し、法人については純益を課税標準として課税
- ・ 市町村は附加税を課税

法人事業税の沿革 ②

昭和23年 営業税の廃止、事業税の創設

- ・ 道府県が法人及び個人の行う事業に対して所得を課税標準として課税する事業税の創設
- ・ 市町村は同率の附加税を課す

昭和25年 シャウプ勧告による附加価値税の創設(昭和27年施行予定→延期)

- ・ 都道府県が企業にある種の税を課することは正当である。というのは、事業および労働者がその地方に存在するために必要となつて来る都道府県施策の経費支払を事業とその顧客が、援助することは当然だからである
- ・ 最善の解決方法は、単に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給与支払額の合計に課税標準を拡張してこれに税率を適用することである
(昭和24年8月「シャウプ使節団日本税制報告書」)

昭和29年 附加価値税の廃止、事業税の創設(恒久化)

- ・ 赤字事業に対する課税への反発等のため、附加価値税は一度も実施されることなく廃止
- ・ 附加価値税に代え、従来の事業税と特別所得税(※)を統合し、恒久的な制度として事業税を創設
※業務所又は事務所を設けて個人が行う医業、弁護士業、理容業等の特定の業務に対し、所得を課税標準として課税
税率：12%（年50万円を超える所得）

平成10年 税率の引き下げ・課税ベースの適正化(税率1.0%↓)

平成11年 税率の引き下げ(恒久的な減税)(税率1.4%↓)

平成16年 外形標準課税の導入(対象法人の所得割の税率2.4%↓)

- ・ 資本金1億円超の法人に対し、付加価値額及び資本等の金額を課税標準とする外形標準課税を導入(全体の約4分の1) 付加価値割税率:0.48%、資本割税率:0.2%
※平成15年度改正→適用は平成16年度から

法人事業税の沿革 ③

平成20年 地方法人特別税の創設

- ・税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税所得割、収入割の一部を分離し、地方法人特別税(国税)を創設。その税込全額を、人口及び従業者の譲与基準により、各都道府県に地方法人特別譲与税として譲与。

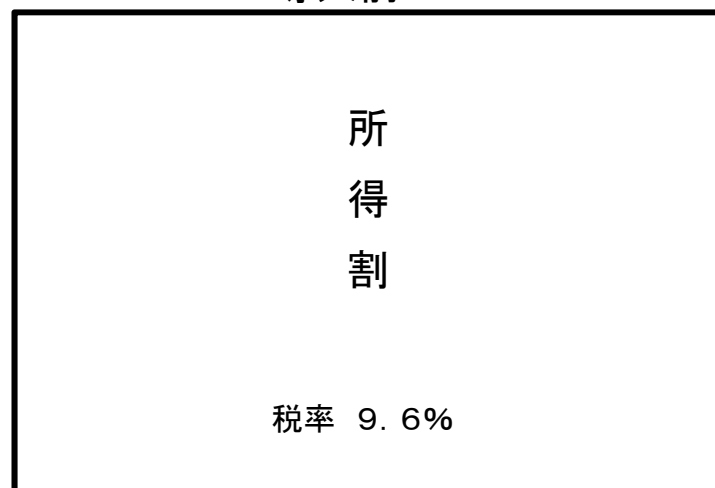
平成26年 地方法人特別税の規模縮小(法人事業税への復元)

- ・消費税率(国・地方)8%段階の対応として、地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。

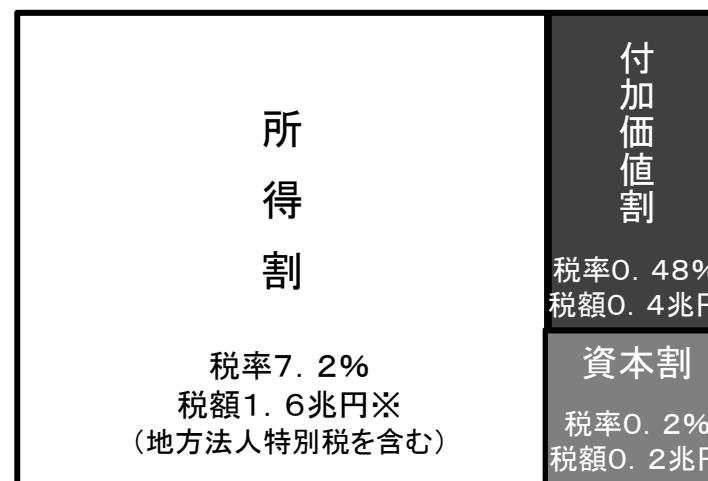
外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



〔制度創設時の設計〕
2
…
1

〔制度創設時の設計 3 : 1〕

※ 税額は、超過課税分を含まない。

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

付加価値額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{単年度損益} \end{array} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本金割

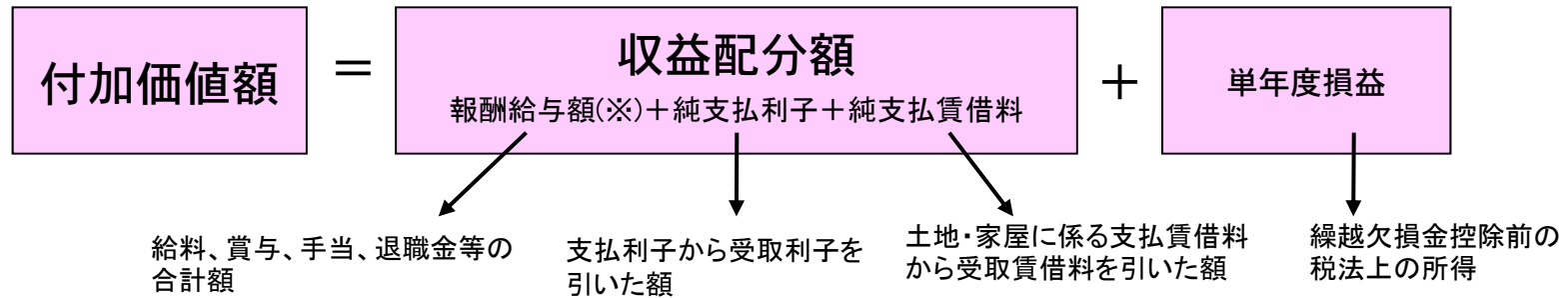
法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

資本金等の額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{資本金又は出資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

法人事業税付加価値割の概要

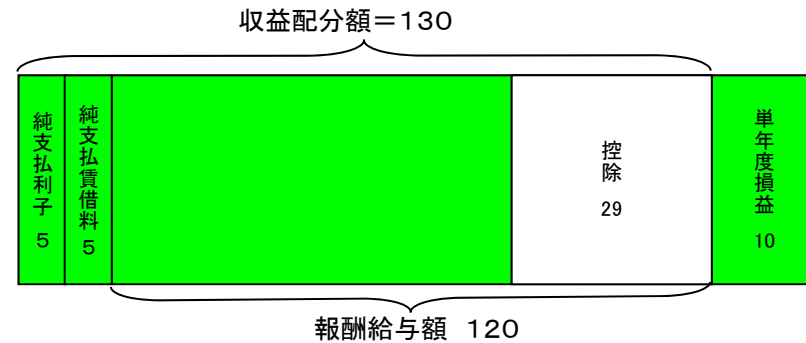
$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 0.48\%$$



単年度損益がマイナスの場合には収益配分額から欠損金額を控除

(参考)課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

雇用安定控除
…報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。



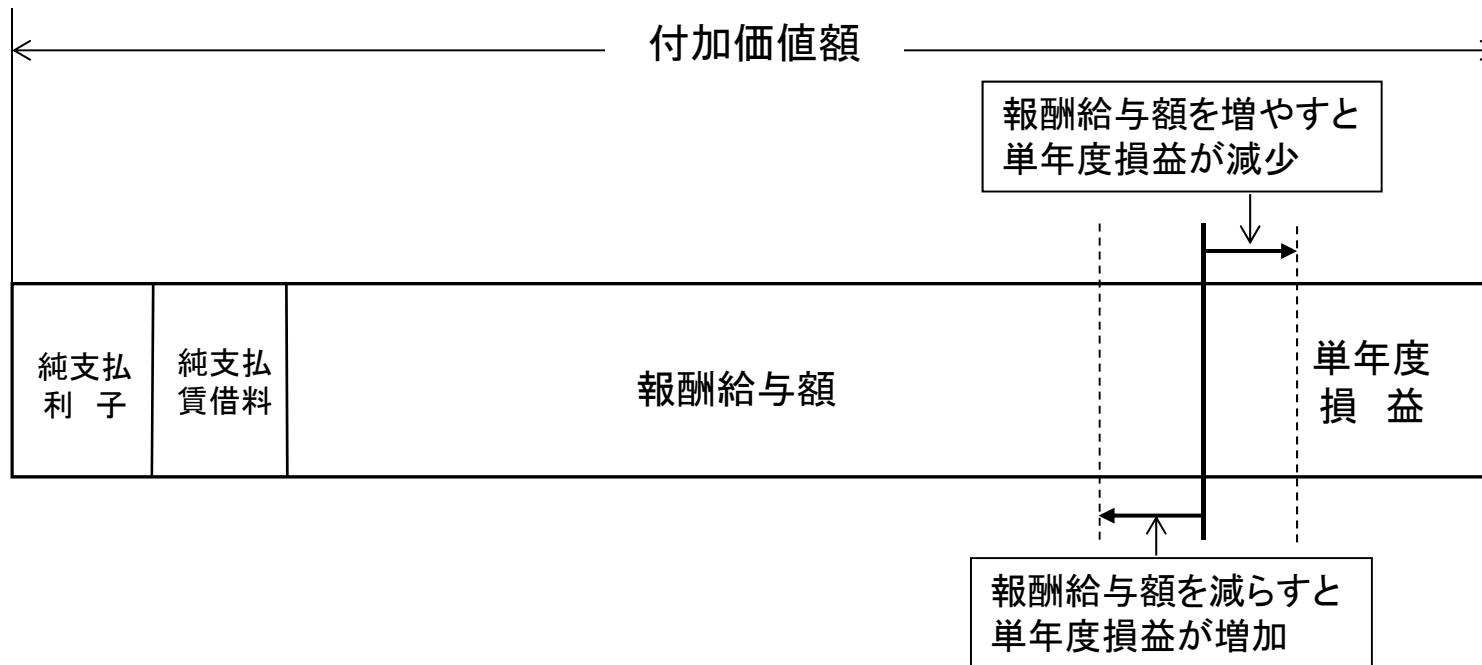
$$\text{付加価値額} = 111$$

$$= \text{収益配分額}(130) + \text{単年度損益}(10) - \text{雇用安定控除額}(29)$$

付加価値額と報酬給与額の関係

付加価値割

$$\text{付加価値割額} = \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 0.48\%$$



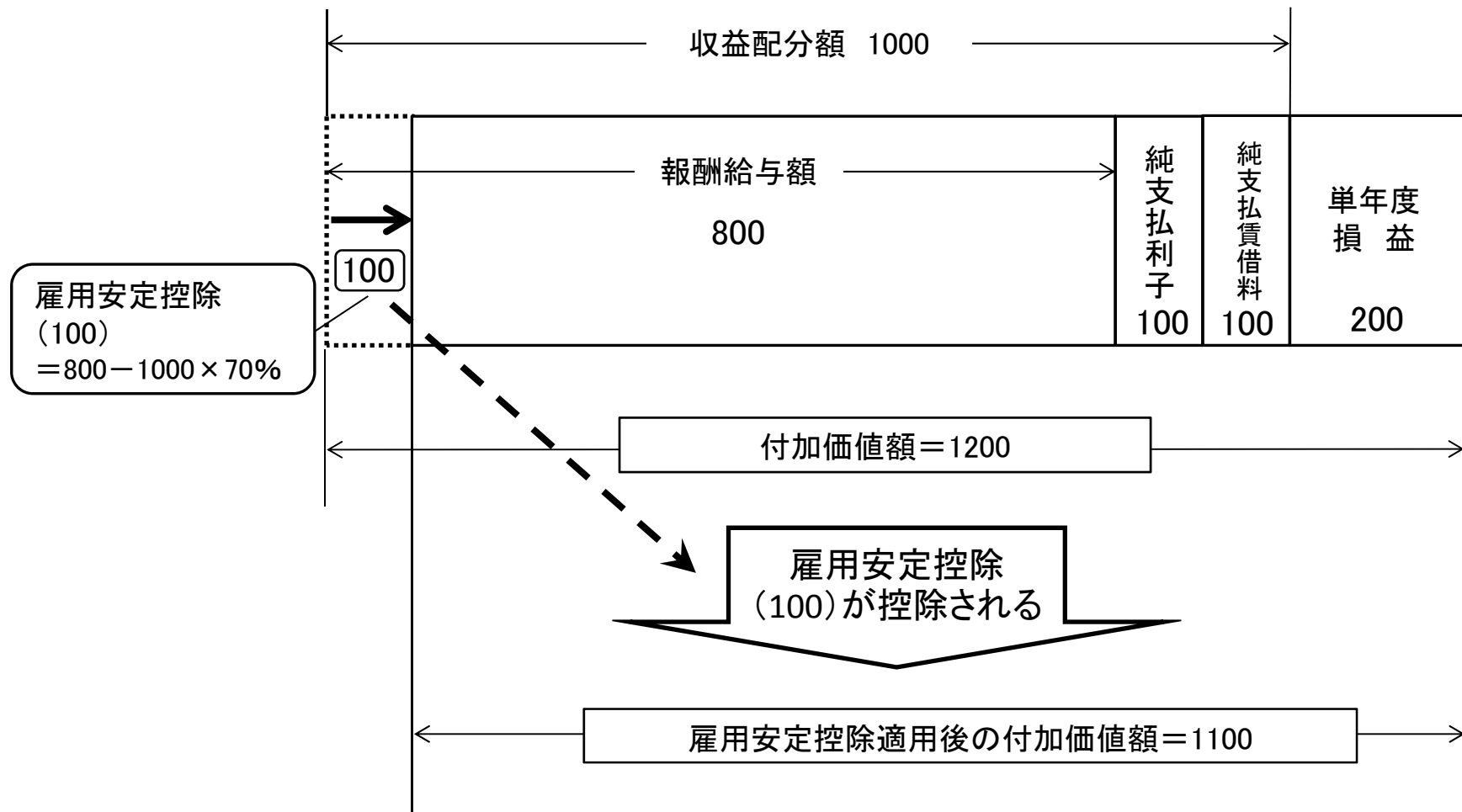
報酬給与額が増減しても単年度損益と相殺されることにより
付加価値額は変わらず、税額は一定

雇用安定控除について

報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

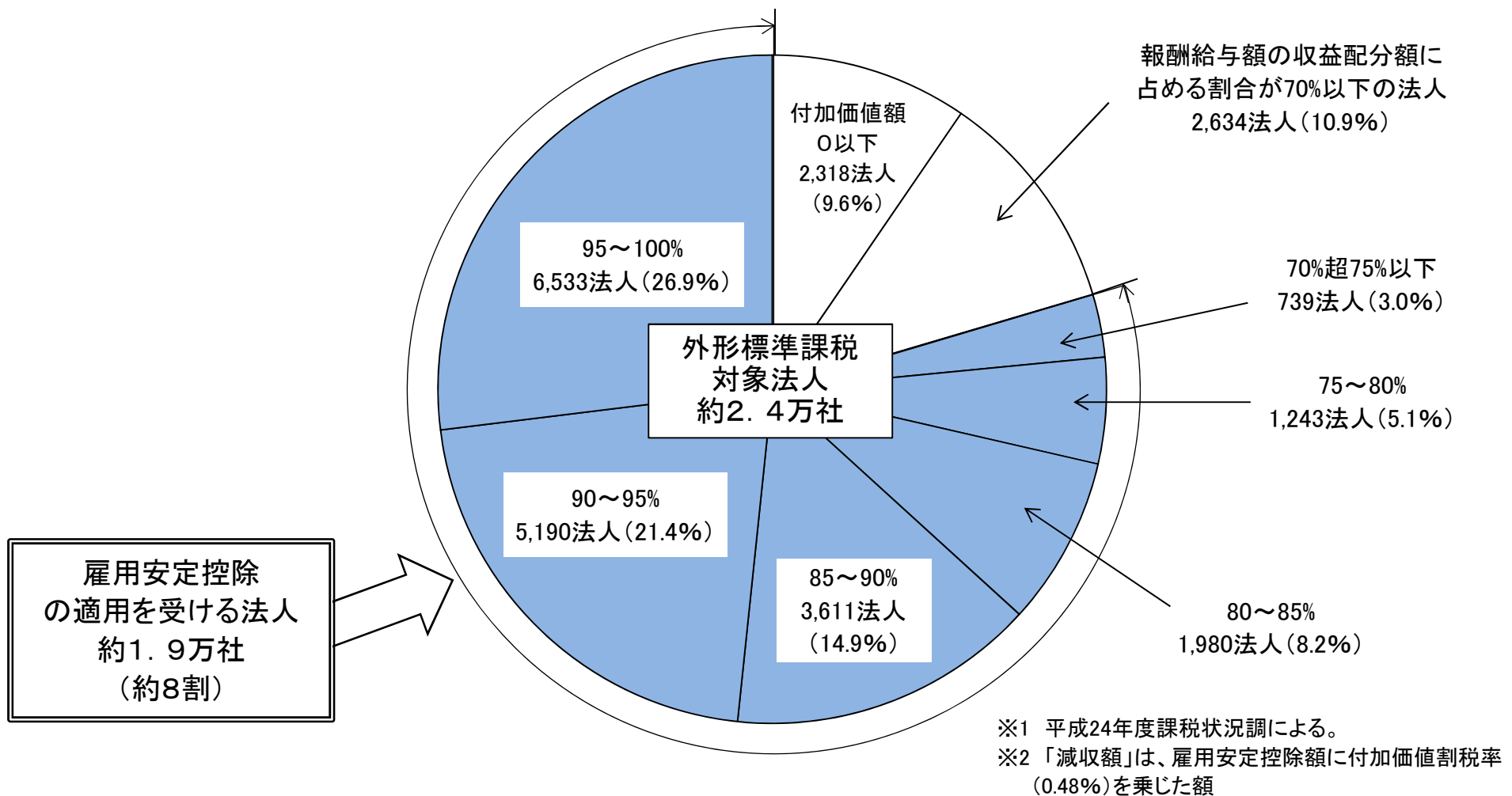
$$\text{雇用安定控除額} = \text{「報酬給与額」} - \text{「収益配分額」} \times 70\%$$

【具体例】



雇用安定控除の適用状況について

- 約8割の法人において雇用安定控除の適用により税負担が軽減されている。
- 雇用安定控除による減収額は約727億円 ※ 付加価値割税率 4,128億円



法人事業税資本割の概要

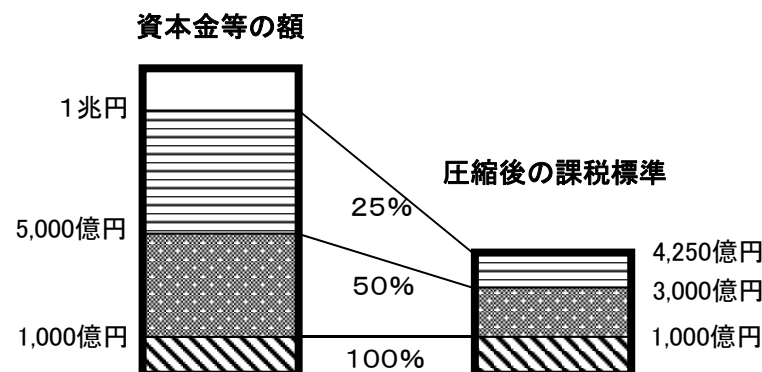
$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times 0.2\%$$

資本金等の額

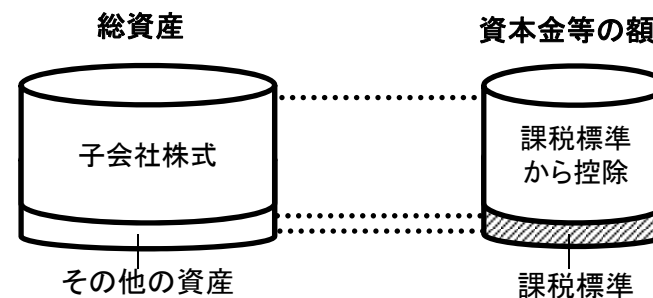
=

法人税法に規定する資本金等の額
又は連結個別資本金等の額

- ※1 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。
1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



- ※2 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



- ※3 無償減資等の額を控除し、無償増資等の額を加算。

法人事業税収入割の概要

事業税額 = 課税標準 × 税率(1.3%)

※ 平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度は0.7%
平成26年10月1日以降に開始する事業年度から0.9%

	電気供給業	ガス供給業	生命保険業	損害保険業	少額短期保険業
課税標準	収入すべき金額－控除すべき金額		収入保険料 × 一定割合(付加保険料率)		
沿革	運送業(昭和31年度まで収入金額課税法人)とともに、昭和24年度に収入金額課税法人に		昭和29年度に収入金額課税法人に追加	昭和30年度に収入金額課税法人に追加	平成18年度に収入金額課税法人に追加
24年度 税額(億円) (超過課税額)	1, 0 7 7 (2 6)	2 2 9 (1 2)	3 9 8 (1 7)	1 5 8 (6)	1 8 百万円 (0. 8百万円)

※ 税額は、平成24年度において調定したもののうち現事業年度に係る金額を記載

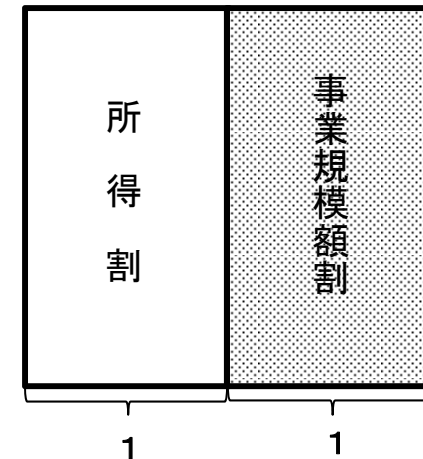
自治省案、総務省案の概要

自治省案(H12)

所得割の2分の1を事業規模額割に移行

【中小法人に対する特例】

- ・ 中小法人に係る事業規模額割の税率を1.0%に軽減（大法人は1.6%）
- ・ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合には、超えた分を収益配分額から控除（雇用安定控除、大法人の場合は85%）
- ・ 資本金1,000万円未満の法人については、事業規模額を算定することなく、「簡易事業規模額」（年480万円、税額年4.8万円）を選択可
- ・ 赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業について、徴収を最長で6年間猶予
- ・ 外形標準課税は段階的に導入（当初3年間1/4→4年目以降1/2）
中小法人は大法人より2年遅れて導入開始



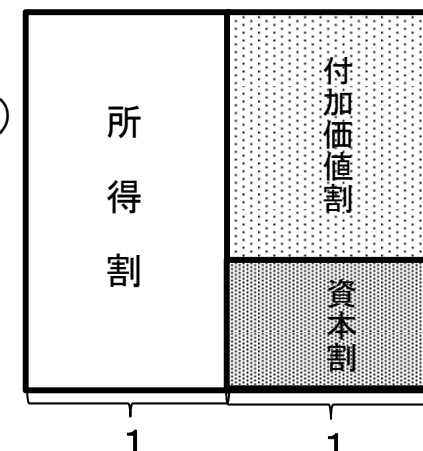
総務省案(H13)

所得割の2分の1を付加価値割、資本割に移行

大法人、中小法人とも同一税率（付加価値割 0.66%、資本割 0.48%）
雇用安定控除の設定はなし

【中小法人に対する特例】

- ・ 資本金1,000万円未満の法人については、簡易外形税額（年4.8万円）を選択可能
- ・ 徴収猶予、段階的導入、中小法人への導入時期は自治省案と同様



政府税制調査会答申 (外形標準課税、自治省案及び総務省案関係部分抜粋)

平成13年度の税制改正に関する答申(平成12年12月13日)(抄)

自治省案は、個別の法人で見れば、一定の税負担の変動を生じさせるものの、全体として見れば、増税を目的とするものではなく、税収中立の考え方の下、中立性の高い課税標準により、薄く・広く・公平な課税を図ろうとするものであり、現行の所得課税よりも望ましいものであると考えます。

この点に関し、受益と負担の関係が明確になり、地方公共団体により一層の情報公開と説明努力を必要とすることから、責任ある地方自治の確立にも資するのではないかと意見がありました。また、地域の事業活動と税収規模との関係が明確になるため、事業活動を促す行政投資の最適化にも資するのではないかと意見もありました。

一方、外形基準に報酬給与額が含まれることで、雇用への影響を懸念する意見がありました。また、都道府県の歳出削減等の行財政改革が先ではないかと意見、欠損金の繰越控除の制限や法人住民税均等割の拡充のようなより簡素な仕組みで対応すべきではないかと意見もありました。

今後、この自治省案に関する様々な議論を参考としつつ、引き続き各方面の意見を聞きながら、景気の状態等を踏まえ、外形標準課税の早期導入を図ることが適当と考えます。

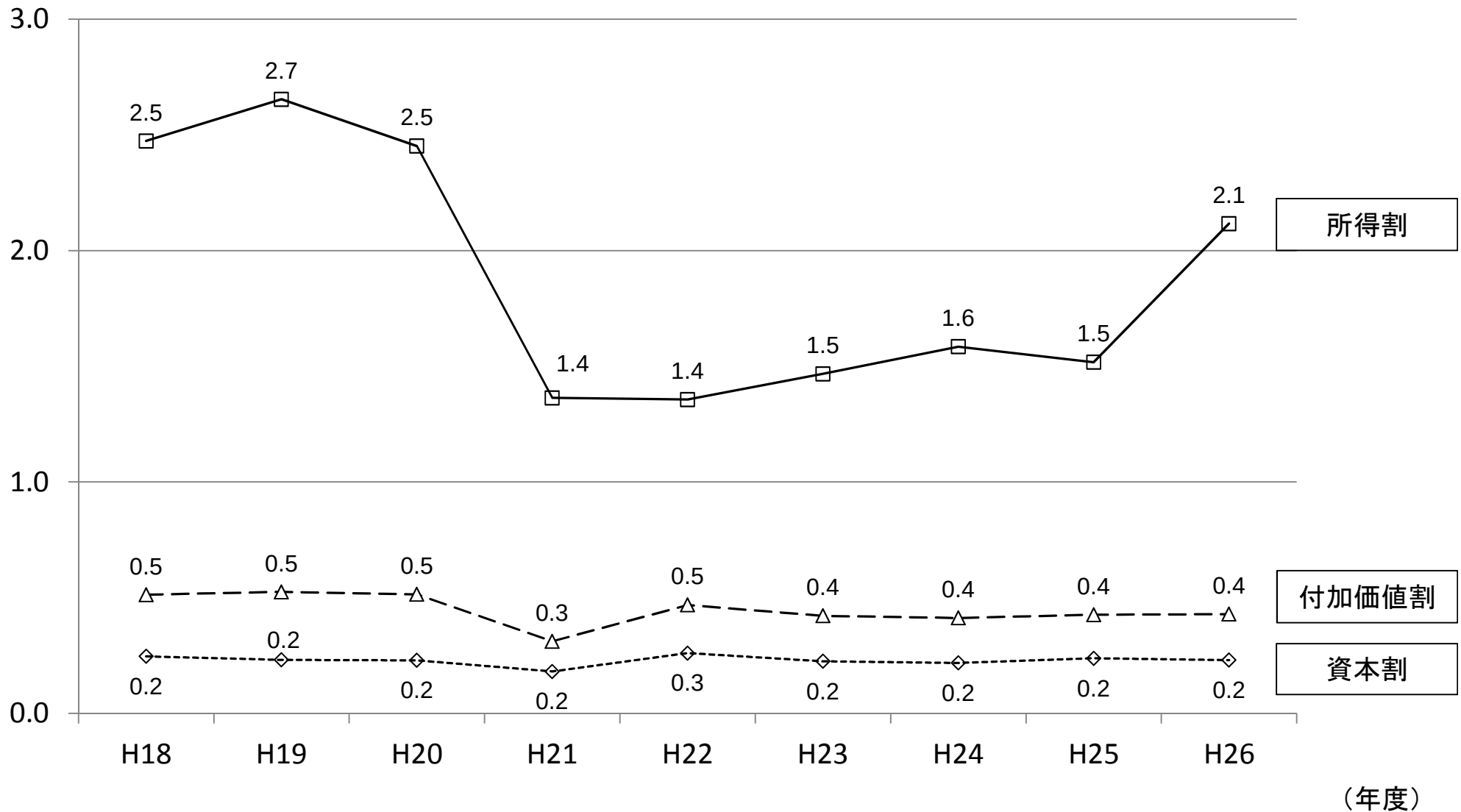
平成14年度の税制改正に関する答申(平成13年12月14日)(抄)

総務省案は、旧自治省案で2分の1導入することとした外形基準の部分について、付加価値額を基本としつつ、資本等の金額による課税方式を補完的に併用するものである。資本等の金額は、中期答申において望ましい外形基準とされた4類型の1つであり、法人の事業活動の規模をある程度示すとともに、担税力を示す面も有するものである。これにより、法人事業税全体に占める報酬給与額に係る部分の割合が大幅に下がることとなった。また、大法人と中小法人との税負担割合を変えずに税率が一本化され、「雇用安定控除」も不要となるなど、担税力に配慮しつつ、課税の仕組みが簡素化されており、「薄く・広く・公平な課税」という考え方を堅持しつつ、各方面から寄せられた意見を取り入れて、工夫された案となっている。

外形標準課税の導入は、景気の状態が厳しいこともあり、国・地方を通じる税制の抜本的改革と一体的に行うことが適当との意見もあった。しかしながら、課税の不公平の是正、税収の安定化を図るとともに、努力した企業が報われる税制の確立、真の地方分権の実現に資するため、早期に導入すべきである。

外形標準課税対象法人における所得割・付加価値割・資本割の税収推移

(兆円)



(注) 各割ごとの税収は、決算値であり、超過課税分を含まない。また、平成25、26年度は地方財政計画ベースの数値。

法人事業税の各割の税額推移

【外形対象法人】

(単位:億円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 26年度 (地財ベース)
所得割(特別税含む) ①	24,735	26,536	24,517	13,636	13,563	14,674	15,850	21,163
所得割の割合 ①/④	76.5%	77.8%	76.7%	73.5%	65.0%	69.4%	71.5%	76.2%
付加価値割 ②	5,129	5,249	5,144	3,114	4,685	4,219	4,128	4,290
資本割 ③	2,466	2,316	2,292	1,811	2,603	2,252	2,181	2,304
事業税額計 ①+②+③ ④	32,330	34,101	31,953	18,560	20,851	21,145	22,159	27,757
所得課税のみの試算 ①×4/3 ⑤	32,980	35,381	32,690	18,181	18,084	19,565	21,133	28,217
④－⑤	▲ 650	▲ 1,280	▲ 736	379	2,767	1,580	1,026	▲ 460

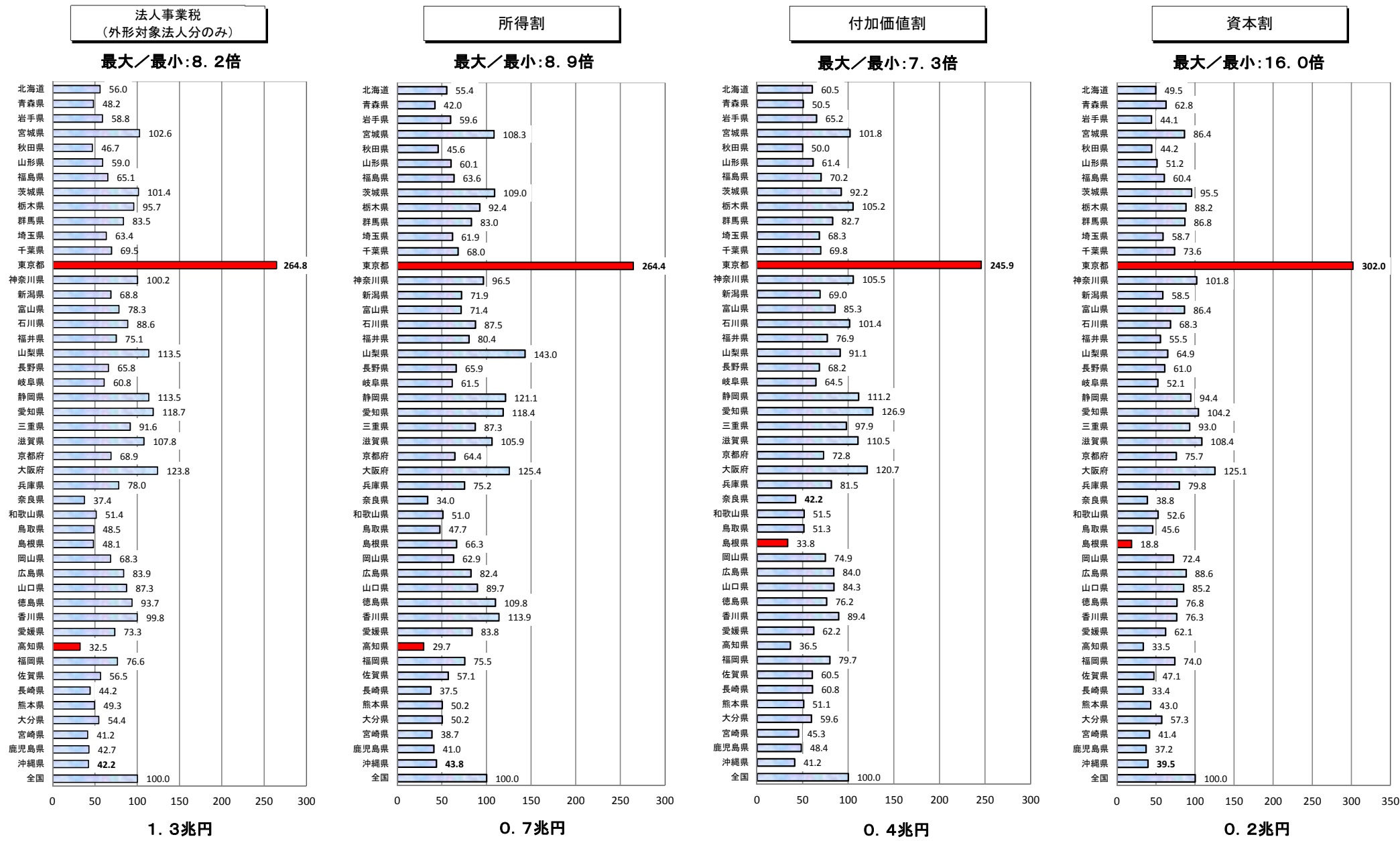
【外形対象外法人】

(単位:億円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 26年度 (地財ベース)
所得割 (特別税含む)	16,706	17,288	15,257	11,021	11,969	12,625	13,616	16,656

※ 平成26年度は地方財政計画ベース、その他は、決算額であり、超過課税分を含まない。

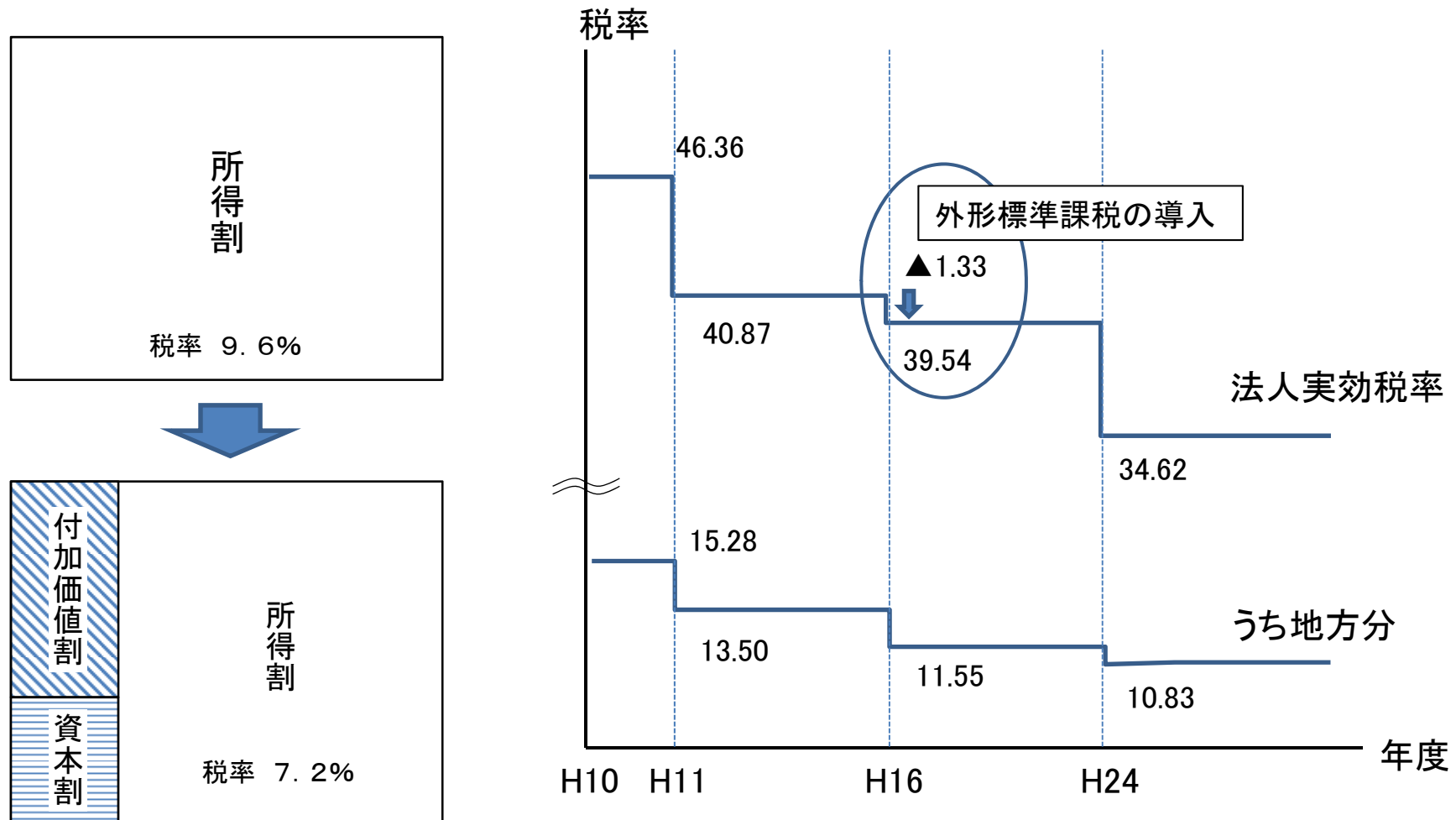
法人事業税(外形対象法人)における人口一人当たりの調定額の指数(平成24年度)



※上段の「最大／最小」は、各都府県ごとの人口1人当たり調定額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は法人事業税及び各割ごとの調定額の総額である。
(注1) 上記数値は平成24年度課税状況調に基づく法人事業税(外形対象法人のみ)に係る調定額であり、超過課税分を含むものである。

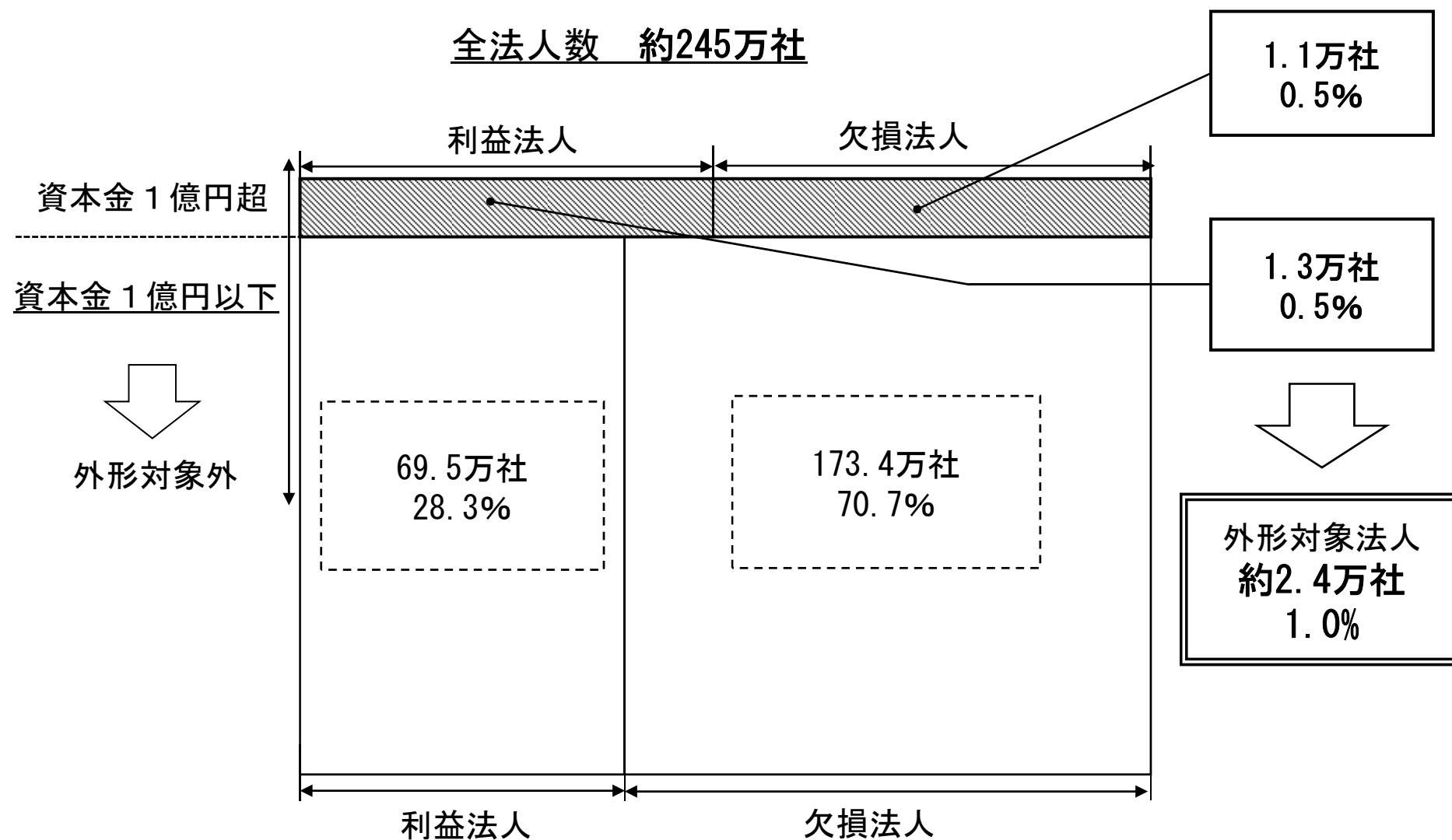
外形標準課税導入と法人実効税率

平成16年4月から資本金1億円超の法人を対象として、法人事業税所得割の1／4に外形標準課税を導入したことにより、国・地方を通じた法人実効税率は1.33%低下 ※標準税率ベース



東京都ベースでは、外形標準課税の導入により1.36%低下した。

外形標準課税対象法人数（平成24年度）



（注） 法人数は、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成24年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人（2,220社）は含まれていない。

中小企業等の範囲について

		製造業・その他	卸売業	小売業	サービス業
中小企業基本法		3億円以下 300人以下 (99.7%)	1億円以下 100人以下 (99.3%)	5,000万円以下 50人以下 (99.7%)	5,000万円以下 100人以下 (99.8%)
	小規模事業者 (※)	20人以下 (90.1%)	5人以下 (85.3%)		
法人税法 (軽減税率の対象)		1億円以下 (98.7%)			
地方税法 (外形標準課税の対象外)		1億円以下 (99.0%)			

※ 小規模事業者は、「小規模企業振興基本法(小規模基本法)(平成26年6月27日施行)」において支援の対象とされている。

注) 表中の()は全法人に占める割合を表し、各割合の算出方法は次のとおり。

- ① 中小企業基本法:「中小企業白書2014-付属統計資料-」の1表「産業規模別事業所・企業数(企業ベース)」による。
- ② 法人税法:「平成24年度会社標本調査結果」の第1表総括表による。
- ③ 地方税法:「平成24年度道府県税の課税状況に関する調」の第23表及び36表による。

資本階級別・課税所得階層別の法人数

課税所得5,000万円超(※)の中小法人は約4.5万社(中小法人全体の1.8%)
資本金5,000万円以上でみると、約1.4万社(20.2%)

資本金	法人数計	課税所得別法人数						課税所得 5,000万円超 の比率
		欠損	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超 10億円未満	10億円超	
100億円以上	1,565	806	58	18	12	107	564	43.6%
100億円未満 50億円以上	1,003	470	43	11	19	132	328	47.8%
50億円未満 10億円以上	4,409	1,946	247	154	113	1,017	932	46.8%
10億円未満 1億円超	18,125	8,437	979	1,476	1,150	4,966	1,117	39.9%
1億円以下	2,428,646	1,733,628	543,799	106,541	21,588	21,975	1,115	1.8%
1億円以下 5,000万円以上	67,848	35,476	9,460	9,188	4,555	8,450	719	20.2%
5,000万円未満 1,000万円超	287,191	175,133	64,767	31,117	8,171	7,750	253	5.6%
1,000万円	603,092	424,872	132,008	35,454	6,174	4,468	116	1.8%
1,000万円未満	1,470,515	1,098,147	337,564	30,782	2,688	1,307	27	0.3%
計	2,453,748	1,745,287	545,126	108,200	22,882	28,197	4,056	2.2%

約4.5万社

約1.4万社

【出典：平成24年度道府県税の課税状況等に関する調】

平成26年度税制改正(地方法人課税の偏在是正)

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分)	5.0%	[6.0%]	→	3.2%	(△1.8%)	[4.2%]
(市町村分)	12.3%	[14.7%]	→	9.7%	(△2.6%)	[12.1%]

2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税收全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

法人事業税・地方法人特別税

 : 外形課税部分

[26年度改正前]

[26年度改正後(現行)]

【外形対象法人】

2.2兆円

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 0.7兆円	地方法人 特別税 0.9兆円
資本割 0.2兆円		

法人事業税

付加 価値割 0.4兆円	所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.6兆円
資本割 0.2兆円		

【中小法人等】

1.4兆円

事業税 所得割 0.8兆円	地方法人 特別税 0.6兆円
---------------------	----------------------

事業税 所得割 1.0兆円	地方法人 特別税 0.4兆円
---------------------	----------------------

【収入金額
課税法人】

0.3兆円

事業税 収入割 0.2兆円	地方法人 特別税 0.1兆円
---------------------	----------------------

事業税 収入割 0.23兆円	地方法人 特別税 0.07兆円
----------------------	-----------------------

※ 税収は平成24年度決算ベース

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

[税収]

都道府県：7,299億円

市町村：18,854億円

均等割

資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)

市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県：1,365億円 市町村：3,983億円

法人税割

法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：法人税額の5% [法人所得の1.28%相当] (制限税率6%)

[3.2% [法人所得の0.82%相当] (制限税率4.2%)]

市町村民税：法人税額の12.3% [法人所得の3.14%相当] (制限税率14.7%)

[9.7% [法人所得の2.47%相当] (制限税率12.1%)]

[税収] 都道府県：5,924億円 市町村：14,871億円

* 税収は、平成24年度決算額（超過課税を含まない。）

※下段の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度より適用される税率

法人住民税均等割の税率

道府県民税均等割は法人の資本金等の額、市町村民税均等割は法人の資本金等の額と従業員数により税率を設定

		道府県民税	市町村民税	
			市町村内に有する事務所等の従業員数の合計数	
			50人超	50人以下
資本金等の額	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	